

令和2年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

令和3年6月

「令和 2 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

○ 政策評価法^(注) 第 19 条に基づき、毎年、国会に報告

(注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）。以下「法」という。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

○ 令和 2 年度の政策評価実施件数は、2,076 件（令和元年度実績：2,247 件）

○ 事前評価：1,049 件

- ・ 公共事業：649 件、規制：118 件、租税特別措置等：118 件 等

○ 事後評価：1,027 件

- ・ 目標管理型の政策評価：218 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象に評価：443 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象に評価：278 件 等

(注) 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後 5 年経過しても着手していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号イ）及び政策の決定後 10 年経過しても完了していない政策（法第 7 条第 2 項第 2 号ロ）等である。

「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

2 各行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

○ 目標管理型の政策評価

ア 政策への反映状況

これまでの取組を引き続き推進：206 件、施策の改善・見直しを実施：10 件 等

イ 予算要求への反映状況

予算要求への反映：197 件

ウ 事前分析表の変更状況

達成すべき目標を変更：18 件、測定指標を変更：65 件、達成手段を変更：16 件 等

○ 未着手・未了の事業を対象とした政策評価

これまでの取組を引き続き推進：424 件、事業の改善・見直しを実施：18 件 等

3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

○ 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）

- ・ 「死因究明等の推進」（意見通知）
- ・ 「外来種対策の推進」（評価を実施中）

○ 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検）

【公共事業に係る政策評価の点検】

各行政機関が令和元年度に行った公共事業に係る政策評価のうち、22 件（事前評価 15 件、事後評価 7 件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関に通知・公表した。

【規制に係る政策評価の点検】

各行政機関が令和元年度に行った規制に係る政策評価のうち、法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした 195 件（事前評価 137 件、事後評価 58 件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関に通知・公表した。

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

各行政機関が行った令和 3 年度税制改正要望に係る政策評価 42 件（事前評価 42 件）の内容を点検し、その結果を関係する行政機関及び税制当局に通知・公表した。

4 令和 2 年度における政策評価の取組

○ 政策評価審議会の提言について

政策評価審議会は、ポストコロナ新時代に「行政の評価」が向かうべき方向について提言を取りまとめ、令和 3 年 3 月に総務大臣に提出した。

提言は、「行政の評価」（政策評価及び行政評価局調査）の現状と課題を明らかにし、あるべき三つの姿（①役に立つ評価・②しなやかな評価・③納得できる評価）と、それらに関する改善のアイデアを示し、その実現に向けた取組を求めるものである。

○ エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について

政府全体で推進されている EBPM（Evidence-Based Policy Making）について、総務省行政評価局では、以下の取組を実施

【令和 2 年度「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」】

- ・ 「視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果」（文部科学省）及び「#7119（救急安心センター事業）の導入効果」（総務省消防庁）の二つのテーマを題材として実施
- ・ 研究対象となった各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押し

【行政評価局アドバイザーによる助言】

- ・ EBPMに関して造詣が深く、かつ、各府省の実情にも通じており、実務的な観点から意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱
- ・ 実証的共同研究への参画や、各府省の求めに応じた個別の相談に対する助言を通じて、EBPMの実践を後押し

【政策評価担当者等に対する研修】

毎年度実施している政策評価に関する統一研修について、令和 2 年度は、国の政策評価の現状と課題、政策評価の質の向上に向けた取組、EBPMの考え方とその実践といったテーマを設定し、本省及び管区行政評価局等（7 管区行政評価局、四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所）の全て（計 10 か所）において、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインにより講義を配信する形で研修を実施

はじめに

政策評価制度は、平成13年1月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第12条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第19条の規定に基づき、令和2年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で19回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 令和2年度における政策評価の取組」において、令和2年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和2年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

最後に、「Ⅳ 政策評価制度に関する主な経緯」において、平成9年度以降の政策評価制度に関する主な経緯を、年度ごとに順を追って記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	5
3 政策評価の方式等-----	6
II 令和2年度における政策評価の取組	
1 政策評価審議会提言について-----	7
2 エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について-----	9
III 政策評価等に関する計画、令和2年度の実施状況等（政府全体の状況）	
1 各行政機関が行う政策評価-----	13
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	44
IV 政策評価制度に関する主な経緯-----	75

* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、令和2年度に評価書が公表されたものである。

* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_r02houkoku-3.html）に掲載している。

* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の導入

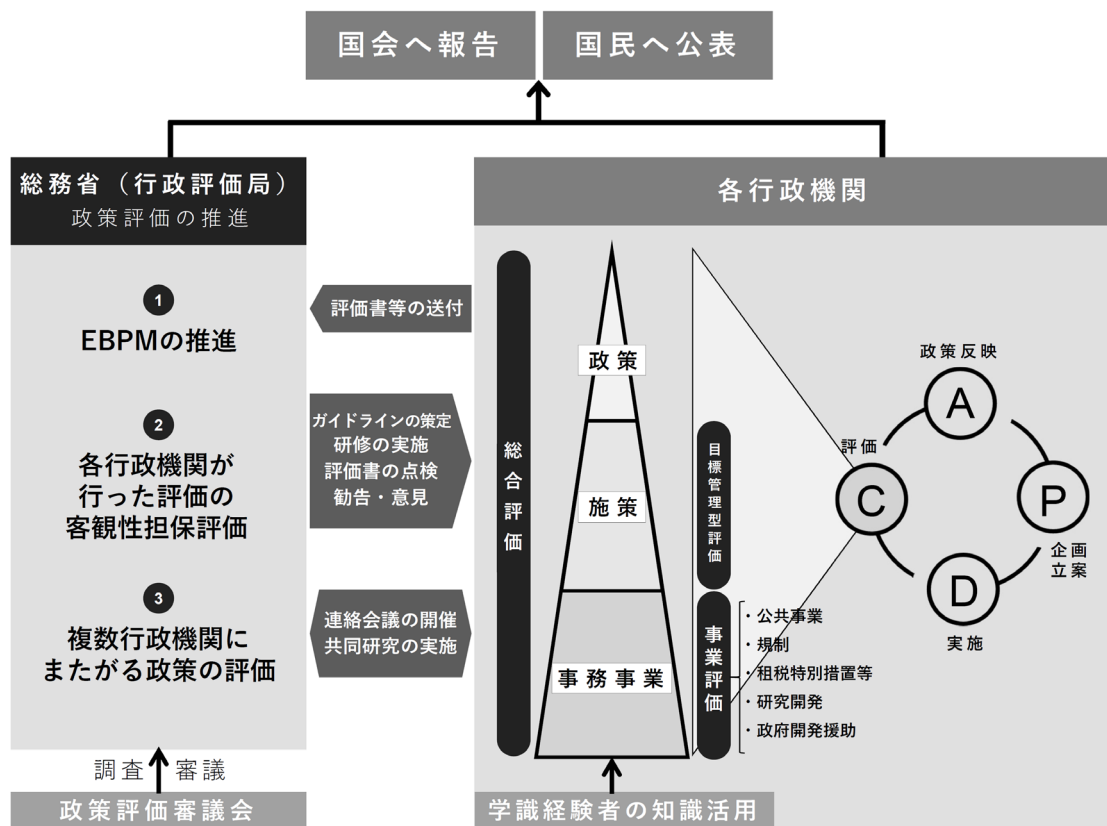
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記IV（75ページ以下）参照】

(2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応

じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

(7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（1）-ア（13ページ以下）参照】

(イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ-ア（13ページ以下）参照】

(ウ) 事後評価の実施

行政機関は、上記アで策定した基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならないとされており、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものである。

【後記Ⅲ-1-（1）-イ-イ（13ページ以下）参照】

(エ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

(オ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（3）（20ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に

行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (44 ページ以下) 参照】

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -ア (45 ページ以下) 参照】

(イ) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2- (2) -イ (71 ページ以下) 参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価審議会

総務省に設置されている審議会であり、法の規定に基づき、総務大臣は、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）の策定・変更に当たっては、その案をこの審議会の意見を聴いて作成することとされている。

このほか次に掲げる事項について調査審議すること及びこれらの事項に関し、総務大臣に意見を述べることをつかさどっている。

- ・ 政策評価に関する基本的事項
- ・ 統一性又は総合性を確保するための評価及び政策評価の客観的かつ厳格な

実施を担保するための評価に関する重要事項

- ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視に関する重要事項

(3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度以降 4 年間は毎年度 1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は約 4,000 件となった。

平成 20 年度は約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）以上が経過しているものについての評価）の実施時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度以降は、国土交通省における上記再評価の実施時期が到来したものが少なかったこと等から、2,000 件台で推移しており、令和 2 年度は 2,076 件となっている。

【後記Ⅳ（75 ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(7) 統一性又は総合性を確保するための評価

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降令和 2 年度までに、32 テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

【後記Ⅳ（75 ページ以下）参照】

(4) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 16 年度から、従来の評価の実施形式の点検（要件審査）に加え、内容に係る点検（内容点検）に着手し、政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している（22 年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理）。

【後記Ⅳ（75 ページ以下）参照】

2 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

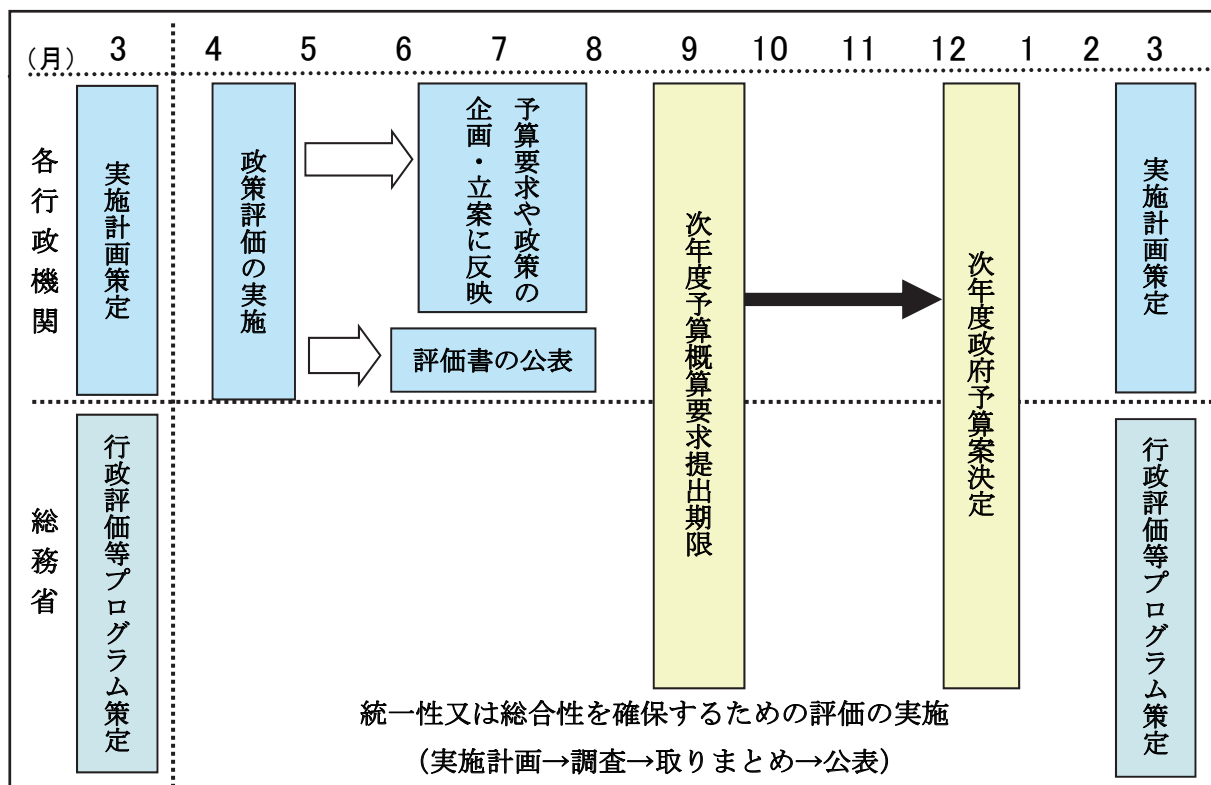
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で1か月後ろ倒しとなり、9月末）までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2-（1）（44ページ以下）参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



3 政策評価の方式等

(1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対 象	時 点	目的・狙い	方 法
事業 評価 方式	個々の事務事業 が中心、施策も 対象となる	事前 必要に応じ事後 検証	事業等の採否、選 択等に資する見 地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的・継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達成 度を評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについ て評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政策・ 施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握し、 その原因を分析 するなど総合的 に評価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

(2) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅲ-1-(2)-イ (18 ページ以下) 参照】

Ⅱ 令和2年度における政策評価の取組

1 政策評価審議会提言について

政策評価審議会（会長：岡 素之 住友商事株式会社特別顧問。以下「審議会」という。）は、「行政の評価」、すなわち、法に基づき各行政機関が実施する政策評価並びに総務省（行政評価局）が法及び総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）に基づき調査して行う評価（以下「行政評価局調査」という。）が、ポストコロナ新時代に向かうべき方向について提言^(注)を取りまとめ、令和 3 年 3 月 17 日に総務大臣に提出した。

その議論の経緯と内容は、以下のとおりである。

(注) 政策評価審議会提言「ポストコロナ新時代における行政の評価への指針～政策改善に役立つ、しなやかで、納得できる評価とするために～」

(1) 議論の経緯

令和 2 年 7 月、審議会では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、委員による懇談が行われ、次のような認識が共有された。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国の行政が、人口減少、ICTの急速な発展などの社会経済の変化に対応しきれていないことを白日の下にさらした。
- ・ ポストコロナの社会変化は、伝統的な行政の在り方に更なる変容を迫る。
- ・ 「行政の評価」もまた、行政の変化に応じて適切に改めていくために、在り方を見直すべき。

その後、4 回にわたり審議会が開催され、提言の取りまとめに向けて、精力的に議論が重ねられた。また、審議を進めるに当たっては、現場における政策立案や評価の課題とニーズを探ることが重視され、各行政機関の職員に対するヒアリング等が実施された。

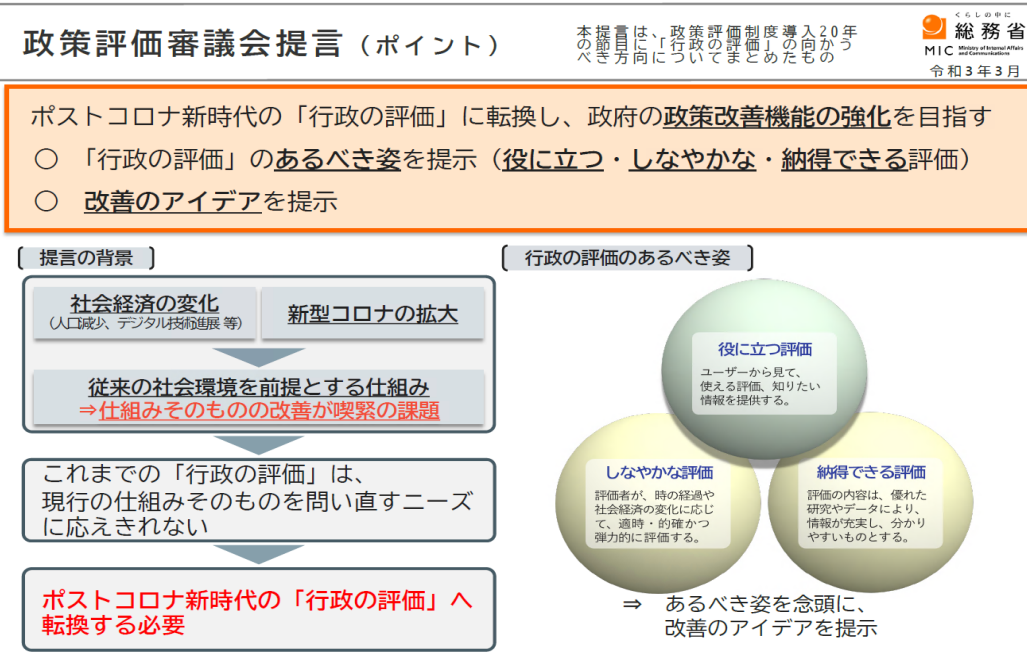
(2) 提言の内容

提言では、導入後 20 年を迎えた政策評価制度の定着の状況や行政機関が行う評価の実務の実情を踏まえ、「行政の評価」について、現状と課題を明らかにした上で、あるべき三つの姿と、それらに対応する改善のアイデアが示されている。

ア 「行政の評価」のあるべき姿

「行政の評価」は、①ユーザーのニーズに応えられる、使いやすいものとなるべき（役に立つ評価）であり、②一つの形式・方法・手順にとらわれず、必要とされる改善が適時的確に実現することを重視して行われるべき（しなやかな評価）であり、③研究やデータ等に裏打ちされた情報を提供するものであるべき（納得できる評価）である、としている（図 1）。そして、これら三つの「あるべき姿」を常に念頭に置いて取り組むべきとしている。

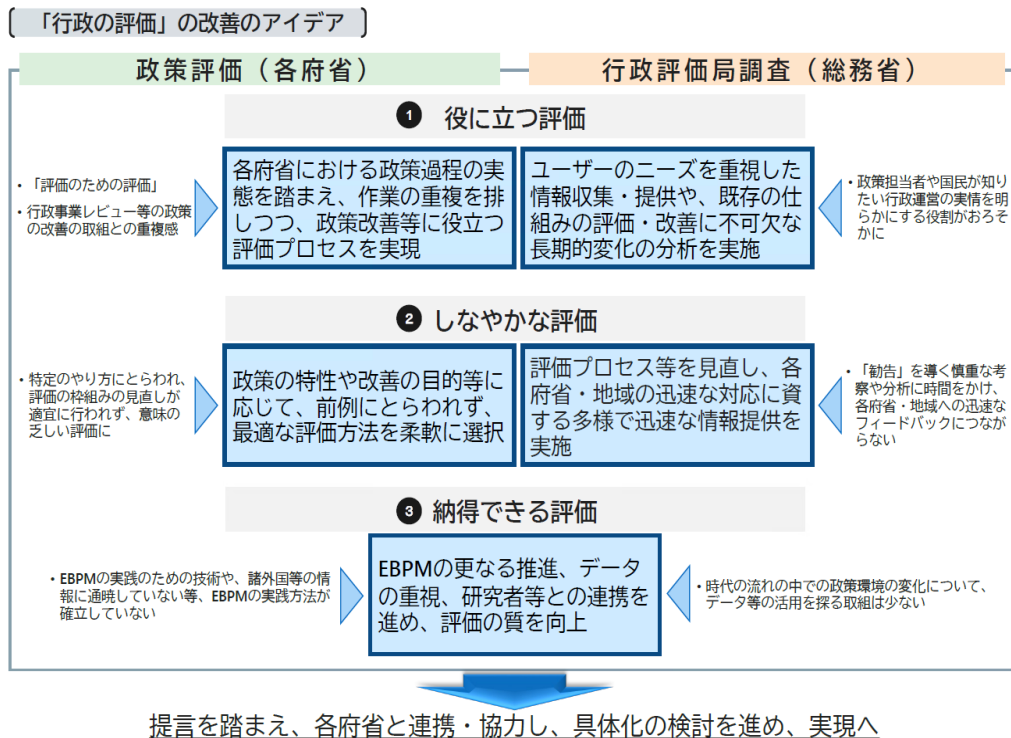
図1 提言の背景及び「行政の評価」のあるべき姿



イ 「行政の評価」の改善の取組のアイデア

政策評価と行政評価局調査のそれぞれを、あるべき三つの姿とするために、それらに対応する具体的な改善のアイデアを示し（図2）、各行政機関と連携・協力して具体化の検討を進め、実現を図ることを求めている。

図2 「行政の評価」の改善の取組のアイデア



（注） 審議会提言のポイント、本文及び参考資料については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/torimatome.html）参照

(3) 提言を受けた今後の対応

総務省では、各行政機関と連携・協力し、提言を踏まえた取組を進めていくこととしている。令和3年3月30日に決定した行政評価等プログラムでは、令和3年度に取り組む内容として、政策評価については、政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直し等を、また、行政評価局調査については、関係機関による迅速な対応・改善につながるよう、調査の迅速化や各地の調査結果の活用を重視することを明示している。

2 エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の推進について

(1) エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の背景

我が国の経済社会構造が急速に変化する中で、限られた資源を有効に活用して国民から信頼される行政を展開するためには、エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making。以下「EBPM」という。）の推進が重要である。

このため、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定。以下「最終取りまとめ」という。）等に基づき、政策、施策及び事務事業の各段階においてEBPMを推進し、政策の評価を政策改善と次なる政策立案につなげるため、政府全体で取組を進めている。

(2) EBPM推進に係る行政評価局の取組状況

令和2年度において、総務省行政評価局では、以下の取組を実施した。

ア 実証的共同研究

最終取りまとめにおいて、EBPMのリーディングケースの創出を目指した実証的共同研究（以下「共同研究」という。）の実施が提言されたことを踏まえ、平成30年度から、各府省の政策改善を支援するとともに、得られた知見を各府省と共有し、EBPMの実践を後押しするため、総務省、各府省及び学識経験者が連携して本共同研究を実施している。

令和2年度は、「視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果」及び「#7119（救急安心センター事業）の導入効果」の二つを題材として実施した。これらの概要については、以下のとおりである。

なお、これらの結果報告書については、次のホームページ（総務省行政評価局が取り組むEBPM）で公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_ebpm.html)

(ア) 「視覚障害のある児童・生徒に対するデジタル教科書等の教育効果」に関する共同研究の概要

文部科学省では、視覚障害のある児童・生徒に対する学習環境の保障のため、紙の拡大教科書が無償給与しているが、紙の拡大教科書は、文字の拡大範囲が限定的で、大判・分冊による不便さがあるなど、必ずしも全ての視覚障害のある児童・生徒にとって最適な方法となっていない可能性がある。他方、学習者

用デジタル教科書やPDF版拡大図書等（以下「デジタル教科書等」という。）は、児童・生徒の障害の程度に応じて文字の大きさを自由に変更でき、デジタル端末1台で紙の拡大教科書数冊分を使用できるなどのメリットがあると考えられる。

本共同研究では、視覚障害のある児童・生徒に対する学習環境の保障の観点から、より適切な教科書の提供方法について示唆を得ることを目的として、調査・分析を行った。具体的には、デジタル教科書等を用いて授業や家庭学習を行った場合に、従来の紙の拡大教科書を用いた場合と比較して、授業や家庭学習が支障なく実施できるかなどの点を、アンケート調査、ヒアリング調査及び実験により検証した。

その結果、障害の程度・内容、周囲の環境（特にICT環境）、学習場面等によって、デジタル教科書等の利用のしやすさに違いがあると考えられることが、明らかとなった。

また、①デジタル教科書等と紙の拡大教科書の作業効率（書き込み、削除、音読及び検索）は、同等程度であること、②デジタル教科書等は、自由度の高い拡大機能や読み上げ機能等、多数のメリットが挙げられる一方、デメリットについては限定的であることから、視覚障害のある児童・生徒が教科書の内容に適切にアクセスするという観点において、デジタル教科書等は紙の拡大教科書と同等以上に有効と考えられることが明らかとなった。

さらに、デジタル教科書等を利用しにくいと考えられる児童・生徒や利用環境への対応等、デジタル教科書等の普及・利用促進を図る上での留意事項、今後検討・対応すべき課題が明らかとなった。

(イ) 「#7119（救急安心センター事業）の導入効果」に関する共同研究の概要

総務省消防庁では、救急出動件数が年々増加傾向にあることなどを背景として、急なケガや病気をした際に、救急車を呼んだ方が良いか、それとも今すぐに病院に行った方が良いかなど、判断に迷う局面において専門家から助言を受けることができる電話相談窓口「#7119（救急安心センター事業）」の全国展開を推進している。

本共同研究では、#7119の導入済地域での認知度や、導入済地域と未導入地域における住民の意思決定プロセスの違いを分析するためのアンケート調査、#7119の導入効果や、24時間制・時間限定制での導入効果の違いを明らかにするための定量分析、消防本部へのヒアリング調査等を通じて、#7119の導入が、救急車の適正な利用や救急医療機関の受診の適正化に向けて効果を発揮しているかを検証した。

その結果、#7119の導入済地域と未導入地域の比較において、導入済地域における救急出動件数や搬送人数、軽症者割合、夜間割合が減少していること、急病や高齢者に対する効果が大きいこと、かかりつけ医や相談できる医療関係者がいるかどうか、#7119の認知に大きな影響を与えていることなどが明らか

かとなった。また、24時間制の導入済地域の方が時間限定制の導入済地域よりも効果が大きいことが確認された。

これらのことから、①#7119の更なる導入促進を図る上で、一定の導入効果が確認されたこと、②導入効果には認知度が大きな影響を与えており、導入から日の浅い地域等では認知度が低いケースもあるため、認知度の向上を図ることが重要であること、③医療機関等と連携しながら#7119の認知度を高めることは有効な方策であると考えられること、などの示唆が得られた。

イ 行政評価局アドバイザーによる助言

行政評価局では、各府省におけるEBPMの実践を後押しする取組として、各府省の実情にも通じ、実務的な観点から意見を頂ける有識者を「行政評価局アドバイザー」として委嘱している（表1）。行政評価局アドバイザーには、共同研究に関する有識者会合などを通じて、行政評価局のEBPMの取組について意見を頂くほか、各府省の求めに応じて、それらの府省の事務事業等に係るEBPMについてもアドバイスしていただいている。

表1 行政評価局アドバイザー一覧（EBPM関係）

氏名	所属
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部教授
亀井 善太郎	PHP総研主席研究員 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科特任教授
小林 庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員
富田 誠	東海大学教養学部准教授
南島 和久	新潟大学法学部教授
深谷 健	武蔵野大学法学部准教授
三輪 哲	東京大学社会科学研究所教授
横田 響子	株式会社コラボ代表取締役

(50音順。令和3年3月31日現在)

ウ 各府省の政策評価担当者等に対する研修

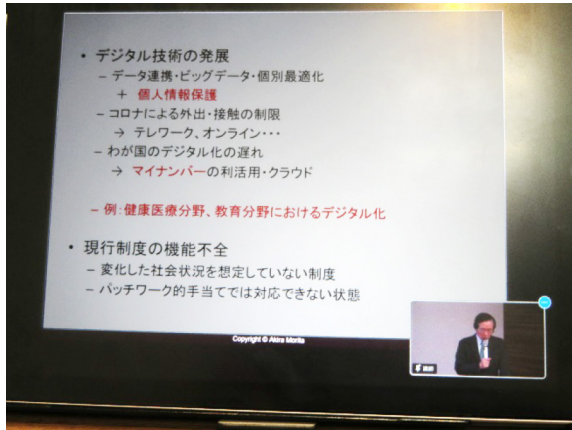
法第20条に基づき、政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、各府省や地方公共団体の政策評価担当者等を対象として、全国各地で政策評価に関する研修（政策評価に関する統一研修）を毎年度実施している。

令和2年度は、少子高齢化・人口減少や情報化、そして新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらす時代や社会の変化を踏まえ、国の政策評価の現状と課題、政策評価の質の向上に向けた取組、EBPMの考え方とその実践といったテーマを設定し、これらに沿った内容の講義を行った。また、本年度は、新型コロナウイルス感染症への対策として、本省及び管区行政評価局等（7管区行政評価局、四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所）の全て（計10か所）において、オンラインにより講義を配信する形で研修を実施し（図3）、全体として前年度を上回る参

加者を得ることができた。研修の概要については、次のホームページ（政策評価に関する研修等）で公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_forum.html)

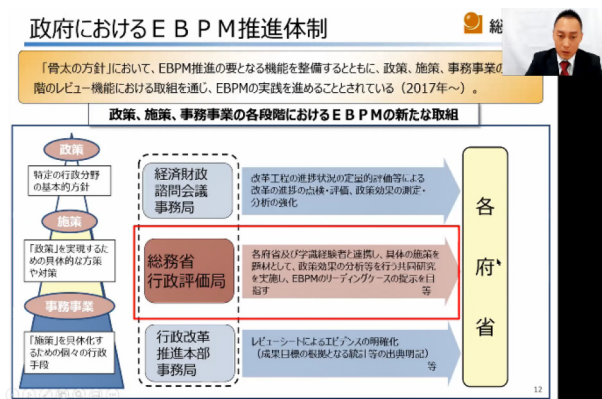
図3 令和2年度政策評価に関する統一研修の様子



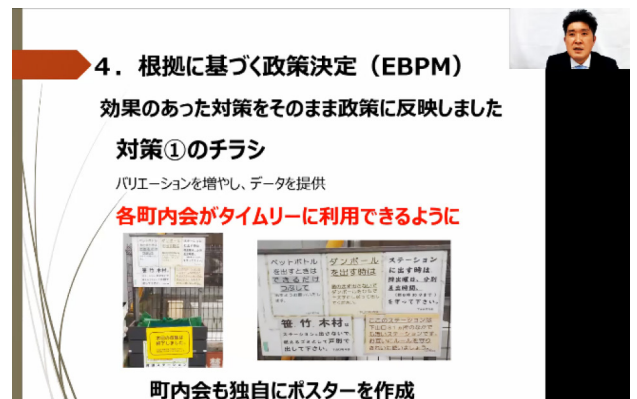
中央研修（本省）の様子（令和3年1月）



中央研修（本省）の様子（令和3年1月）



地方研修（名古屋会場）の様子（令和2年12月）



地方研修（さいたま会場）の様子（令和3年2月）

Ⅲ 政策評価等に関する計画、令和2年度の実施状況等
(政府全体の状況)

1 各行政機関が行う政策評価

(1) 政策評価に関する計画の策定状況

ア 基本計画及び実施計画の計画期間

各行政機関は、法第6条第1項において、政策評価に関する基本計画（3年以上5年以下の期間ごと）の策定が義務付けられており、また、法第7条第1項において、事後評価の実施計画（1年ごと）の策定が義務付けられている。

各行政機関が定める基本計画及び実施計画の計画期間の設定状況については、表1のとおりとなっており、基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が19機関、4年と定めている機関が1機関、3年と定めている機関が2機関となっている。また、実施計画の計画期間については、令和2年度の実施計画を定めている全ての機関で、会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。

イ 政策評価の実施に関する事項

(7) 事前評価

各行政機関は、基本計画において、法第6条第2項第5号に基づき定める事前評価の対象とする政策について、法第9条等で実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）のほか、義務付けられていない政策についても事前評価の実施又は実施に努める旨を定めている。

(4) 事後評価

各行政機関は、毎年定めている実施計画において、法第7条第2項に基づき事後評価の対象とする政策及びその政策ごとの評価方式について定めている。事後評価の対象とする政策は、各行政機関の任務を達成する上で主要な政策として基本計画に掲げる政策、未着手及び未了の政策並びに実施計画の期間内において事後評価の対象としようとする政策である。

(表1)

(注) 各行政機関の計画の策定状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyoka/seisaku_n/fusyou_keikaku.html) 参照

表1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
5年	内閣府					←→				
	宮内庁		■	■	■	←→				
	国家公安委員会・警察庁			■	■	←→				
	個人情報保護委員会			■	■	←→				
	カジノ管理委員会					←→				
	金融庁		■	■	■	←→				
	消費者庁			■	■	←→				
	復興庁	■	■	■	■	←→				
	総務省			■	■	←→				
	法務省				■	←→				
	外務省			■	■	←→				
	財務省			■	■	←→				
	文部科学省			■	■	←→				
	厚生労働省		■	■	■	←→				
	農林水産省					←→				
	国土交通省				■	←→				
	環境省	■	■	■	■	←→				
原子力規制委員会					←→					
防衛省				■	←→					
4年	公正取引委員会					←→				
3年	公害等調整委員会					←→				
	経済産業省					←→				

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。

2 「■」は基本計画の計画期間、「←→」は実施計画の計画期間を表す。

(2) 政策評価の実施状況

ア 政策評価の実施件数等

各行政機関において行われた政策評価の実施件数及びその対象とした政策は、表2のとおりとなっており、評価実施件数の合計は2,076件である(令和元年度:2,247件)。これを事前評価、事後評価別にみると図1のとおりとなっており、その内容は以下のとおりである。

(7) 事前評価

事前評価は1,049件であり、対象別の実施状況は図2のとおりとなっている。

法等で義務付けられている特定5分野の政策(研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。)を対象としたものは1,039件となっており、上位3分野の件数をみると、公共事業を対象とした評価が最も多く649件、次いで規制を対象とした評価及び租税特別措置等を対象とした評価がそれぞれ118件となっている。

(イ) 事後評価

事後評価は1,027件であり、対象別の実施状況は図3のとおりとなっている。

未着手・未了の事業^(注1)(公共事業、政府開発援助等)を対象としたものが最も多く443件、次いで完了後・終了時の事業等^(注2)(研究開発、公共事業等)を対象としたものが278件、一般分野の政策^(注3)を対象とした目標管理型の政策評価^(注4)(実績評価方式)が218件となっている。

(表2、図1、図2、図3)

(注) 1 「未着手・未了の事業」とは、政策の決定後5年経過しても着手していない政策(法第7条第2項第2号イ)、政策の決定後10年経過しても完了していない政策(法第7条第2項第2号ロ)及び各行政機関が政策決定から完了までの間に評価を実施した政策である。

2 「完了後・終了時の事業等」とは、各行政機関が自主的に完了後又は終了時に評価を実施した政策である。

3 本報告において、「一般分野の政策」とは、法等において事前評価が義務付けられている特定5分野(研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等)を除く政策をいう。

4 「目標管理型の政策評価」とは、各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価である。

表2 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価						事後評価						合計									
	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	小計	実施中の政策（未着手・未了除く）	研究開発	公共事業	政府開発 援助	研究開発		公共事業	完了後・終了時	小計						
																	一般分野		租税特別 措置等	研究開発	公共事業	完了後・終了時
																	目標管理 型の政策 評価	一般分野				
内閣府	0	0	0	0	1	10	0	11	26	5	0	0	0	0	31							
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3							
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	4	0	4	4	5	0	7	0	0	0	12							
個人情報保護委員会	0	0	0	0	1	0	1	1	6	0	0	0	0	0	6							
カジノ管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
金融庁	0	0	0	0	10	4	14	14	14	0	8	4	0	0	26							
消費者庁	0	0	0	0	1	0	1	10	0	0	0	0	0	0	10							
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5							
総務省	0	0	0	0	4	8	12	7	0	0	0	0	2	0	9							
公普等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4							
法務省	0	0	0	0	4	0	4	14	1	0	0	0	0	0	18							
外務省	0	0	40	0	0	0	40	12	0	0	0	0	0	0	30							
財務省	0	0	0	0	3	0	3	30	0	0	0	0	0	0	30							
文部科学省	9	0	0	0	1	3	13	4	0	2	0	0	0	0	6							
厚生労働省	28	4	0	0	14	13	59	18	1	0	3	0	9	0	164							
農林水産省	6	200	0	0	8	19	233	3	1	2	14	0	74	0	143							
経済産業省	30	0	0	0	6	35	71	28	0	0	5	0	1	0	34							
国土交通省	33	445	0	0	59	19	562	0	5	19	9	2	339	0	465							
環境省	0	0	0	0	6	3	9	23	0	0	1	0	0	0	24							
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	0	0	0	7							
防衛省	8	0	0	0	0	4	12	0	0	0	0	0	0	0	12							
計	114	649	40	118	118	118	1,039	218	13	39	36	2	423	18	1,027							
						10	1,049	306				443	278	3	2,076							

(注) 1 「事前評価」については、法第9条等の規定により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施したものを含まれる（以下表4において同じ。）。
 2 「事前評価」及び「事後評価」の「規制」欄については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合は、当該複数の評価の数を実施件数として計上した（以下表4において同じ。）。また、「事前評価」欄については、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、各行政機関の内訳を合計した数と「計」欄の数は一致しない。

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

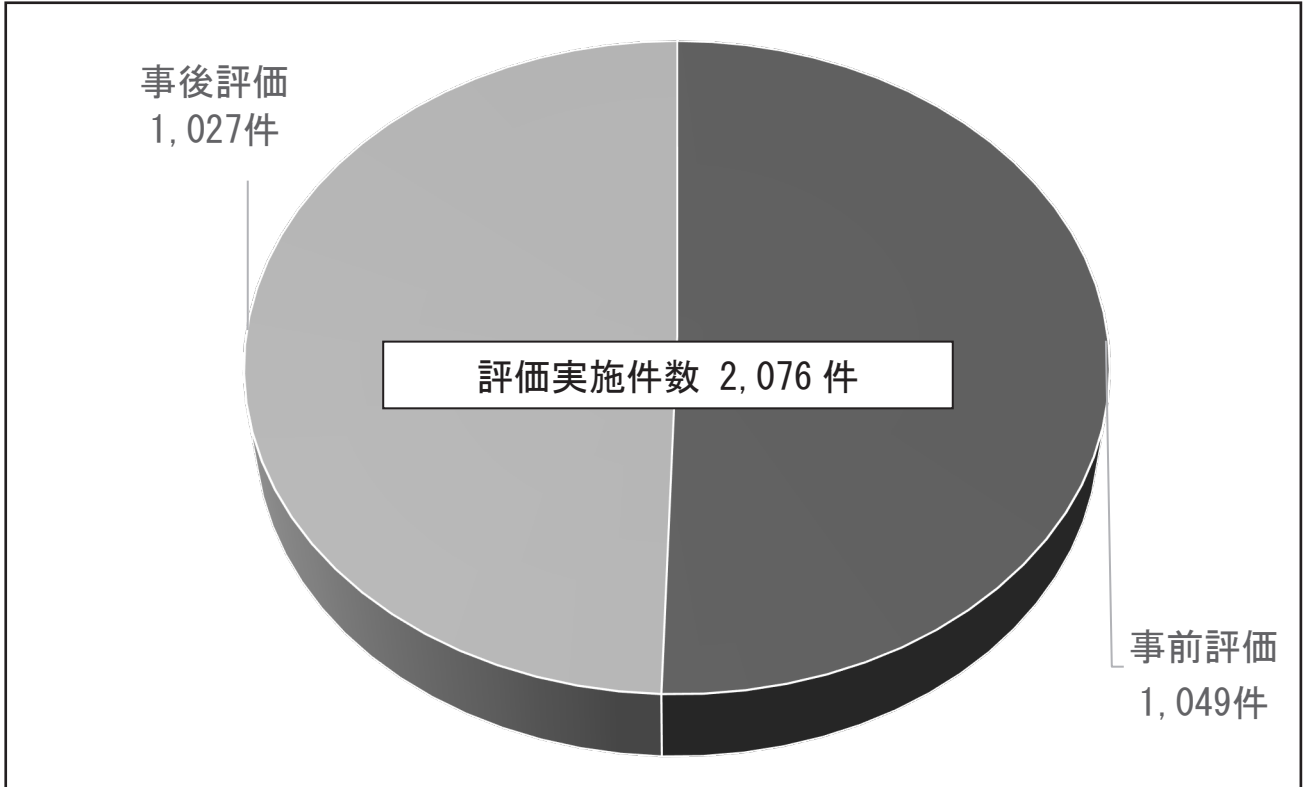


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

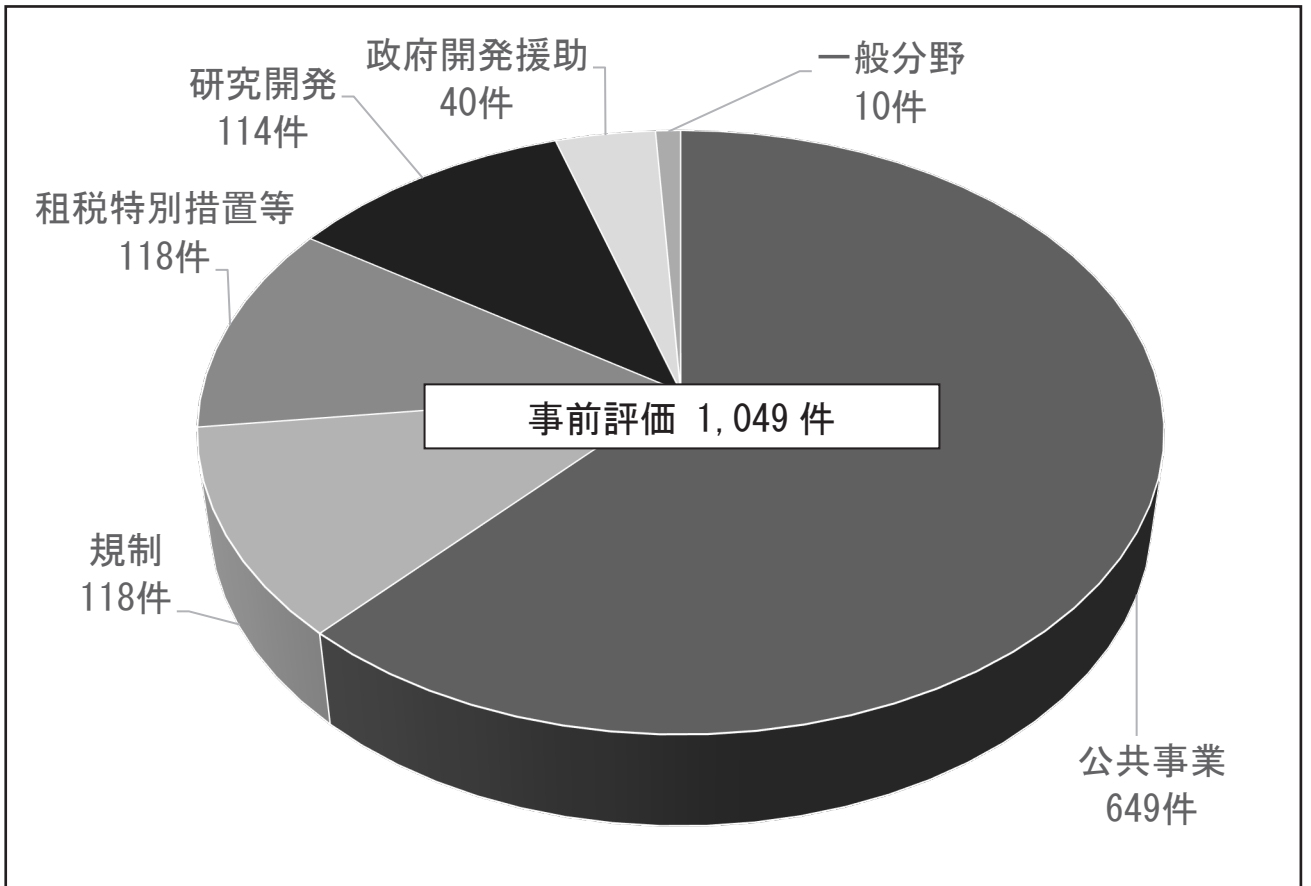
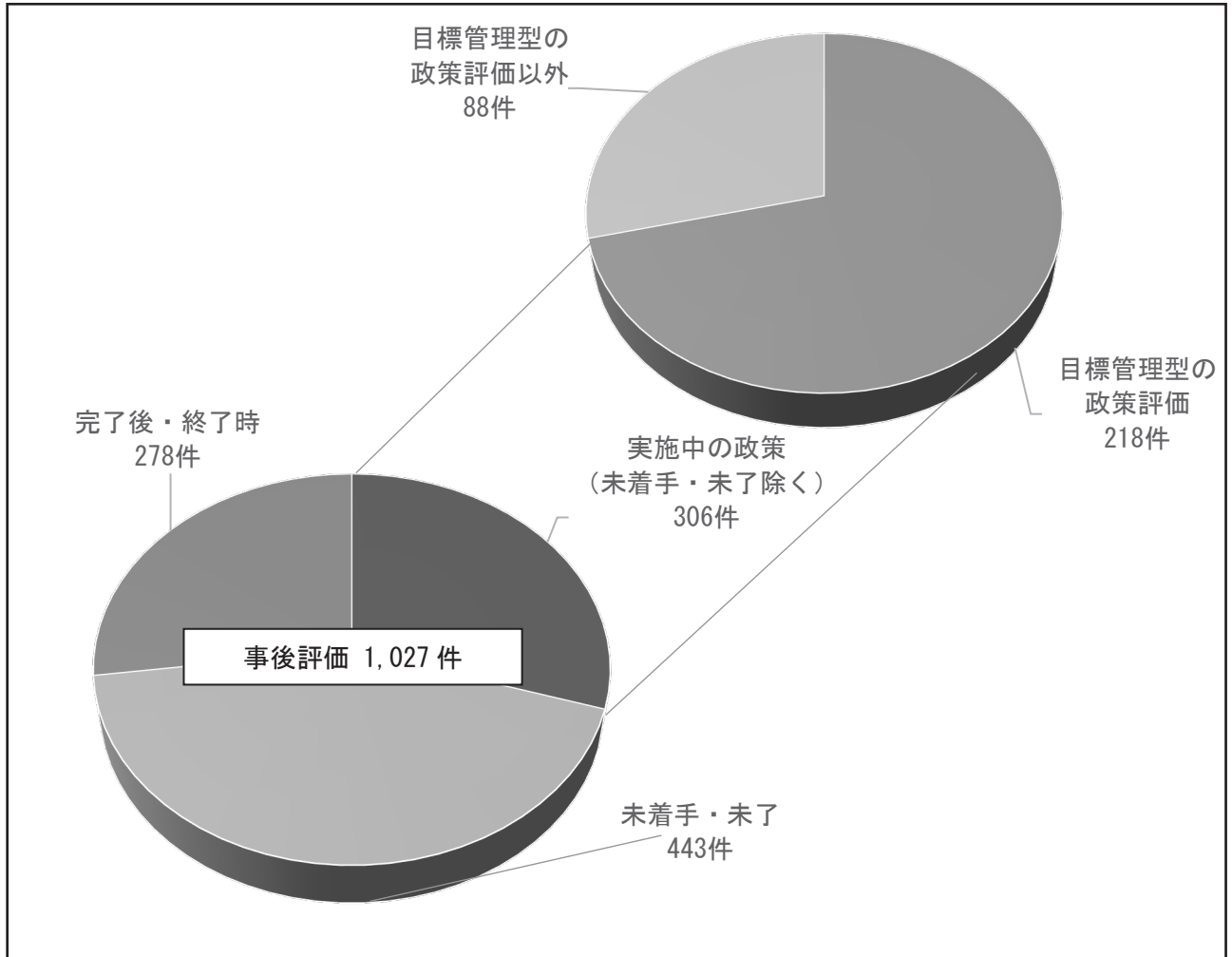


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



イ 目標管理型の政策評価（実績評価方式）の結果

(ア) 目標管理型の政策評価は、評価対象施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の5区分で目標の達成度合いを明示することとされている（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）3(1)）。

(イ) 各行政機関において行われた目標管理型の政策評価の合計は218件となっている。共通5区分による評価結果の状況をみると、表3のとおり、「目標超過達成」が1件（0.5%）、「目標達成」が76件（34.9%）、「相当程度進展あり」が129件（59.2%）、「進展が大きくない」が7件（3.2%）、「目標に向かっていない」が3件（1.4%）等であり、「相当程度進展あり」以上の割合は、94.5%となっている。

なお、全ての評価結果が「相当程度進展あり」以上としている機関は、令和2年度に目標管理型の政策評価を実施している18機関中12機関となっている。

（表3）

表3 共通5区分による評価結果の状況

(単位：件)

行政機関名	目標超過 達成	目標達成	相当程度 進展あり	進展が大 きくない	目標に向 かってい ない	その他	計
内閣府	0	14	8	2	0	2	26
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	0	0	3	0	0	0	3
国家公安委員会・ 警察庁	0	0	5	0	0	0	5
個人情報保護委員会	0	4	2	0	0	0	6
カジノ管理委員会	—	—	—	—	—	—	—
金融庁	0	7	7	0	0	0	14
消費者庁	0	5	5	0	0	0	10
復興庁	0	2	3	0	0	0	5
総務省	0	0	6	1	0	0	7
公害等調整委員会	0	3	1	0	0	0	4
法務省	0	7	7	0	0	0	14
外務省	0	0	12	0	0	0	12
財務省	0	17	13	0	0	0	30
文部科学省	0	2	1	0	1	0	4
厚生労働省	0	4	10	2	2	0	18
農林水産省	0	0	3	0	0	0	3
経済産業省	1	2	24	1	0	0	28
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	5	17	1	0	0	23
原子力規制委員会	0	4	2	0	0	0	6
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
計	1 (0.5%)	76 (34.9%)	129 (59.2%)	7 (3.2%)	3 (1.4%)	2 (0.9%)	218 (100%)

(注) 1 宮内庁及びカジノ管理委員会は、令和2年度においては、目標管理型の政策評価の対象となる政策がないため、評価を実施していない。

2 国土交通省及び防衛省は、令和2年度においては、全施策についてあらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施しているが、評価は実施していない。

3 「その他」は、評価書の公表時点で、目標達成度合いを判断するためのデータが間に合わなかったため、共通5区分による評価を行っていないものである。

4 ()内の数値は、小数点第二位を四捨五入しているため、合計値は一致しない。

(3) 政策評価の結果の政策への反映状況

ア 政策評価結果を踏まえた予算要求等への反映

各行政機関が行った政策評価結果の政策への反映状況については、表 4 のとおりとなっている。

(7) 事前評価

事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしており、このうち予算要求に反映したものは、172 件となっている。

(4) 事後評価

事後評価が行われた政策については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが 718 件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが 28 件、予算要求に反映したものが 255 件、機構・定員要求に反映したものが 73 件（機構要求 21 件、定員要求 70 件）となっている。

このうち、目標管理型の政策評価（218 件）及び未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）を対象とした評価（443 件）の評価結果の政策への反映状況は、次のとおりである。

i) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが 206 件、評価対象施策の改善・見直しを実施することとしたものが 10 件となっており、このうち、評価結果を予算要求に反映したものは 197 件となっている。

また、評価結果を踏まえた事前分析表の変更状況をみると、「達成すべき目標」を変更したものは 18 件、「測定指標」を変更したものは 65 件、「達成手段」を変更したものは 16 件などとなっている。

ii) 未着手・未了の事業を対象とした評価

未着手・未了の事業を対象とした評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが 424 件、評価対象事業の改善・見直しを実施することとしたものが 18 件、予算要求に反映したものが 52 件となっている。

また、評価対象事業を休止又は中止することとしたものは、表 5 のとおり、1 行政機関の 1 事業（政府開発援助）であり、総事業費は約 369.9 億円、残事業費は約 352.8 億円となっている。

なお、法が施行された平成 14 年度から令和 2 年度までの 19 年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表 6 のとおり、合計 325 事業、総事業費の合計は約 5 兆 6,501（5 兆 6,095）億円^(注)となっている。

(表 4、表 5、表 6)

(注) 平成 28 年度における国土交通省の 1 事業はダム検証を進めるに当たり、A 案と B 案の二つの案を検討対象としていた。そのため、() 外の数値は A 案の場合のもの、() 内の数値は B 案の場合のものとなっている。

表4 政府全体の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	114	649	40	118	118	10	1,049
政策評価の結果の政策への 反映状況	112	649	40	115	118	10	1,044
予算要求への反映	90	32	40	0	0	10	172
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・ 未了の事 業（公共 事業、政 府開発 援助等）	小計	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等					
	目標管理 型の政策 評価	目標管理 型以外の 政策評価							
評価実施件数	218	13	39	36	443	749	278	1,027	
政策評価の結果の政策への 反映状況	218	13	39	36	443	749			
これまでの取組を引き続き推進	206	13	39	36	424	718			
評価対象政策の改善・見直しを 実施	10	0	0	0	18	28			
評価対象政策の重点化等	10	0	0	0	18	28			
評価対象政策の一部の廃 止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	1	1			
その他	2	0	0	0	0	2			
予算要求への反映	197	6	0	0	52	255			
機構・定員要求への反映	73	0	0	0	0	73			
機構要求への反映	21	0	0	0	0	21			
定員要求への反映	70	0	0	0	0	70			
事前分析表の変更	77								
達成すべき目標を変更	18								
測定指標を変更	65								
達成手段を変更	16								
その他の変更	14								
事前分析表の変更なし	134								
未定・検討中等	7								

（注）1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。

2 「評価実施件数」のうち「事前評価」の「規制」について、一つの規制を複数の行政機関で共管し、それぞれの行政機関が評価を実施した場合は、重複した分を除いて計上しているため、表4-1から4-20までを合計した数とは一致しない。

3 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、施策・事務事業の新設、拡充、統合等を行った場合である。

4 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。

5 「未定・検討中等」は、達成目標、測定指標、達成手段の変更を検討しているもの、事前分析表を作成していないものなど、事前分析表の内容が未定・検討中等のものである。

6 宮内庁及びカジノ管理委員会は、令和2年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は作成していない。

7 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/men_u_news/s-news/hyouka_r02houkoku-3.html)参照

表4-1 内閣府の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	10	0	11
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	1	10	0	11
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型政策の評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	26	5	0	0	0	31	0	31	
政策評価の結果の政策への反映状況	26	5	0	0	0	31			
これまでの取組を引き続き推進	25	5	0	0	0	30			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	1	0	0	0	0	1			
予算要求への反映	24	5	0	0	0	29			
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0			
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
事前分析表の変更	0								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	26								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の「政策評価の結果の政策への反映状況」の「その他」は、事業を通じ、相談機能の充実が図られたため、令和2年度に施策が終了したものである。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739627.pdf)参照

表4-2 公正取引委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型政策の評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	3	0	0	0	0	3	0	3		
政策評価の結果の政策への反映状況	3	0	0	0	0	3				
これまでの取組を引き続き推進	3	0	0	0	0	3				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	3	0	0	0	0	3				
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	2				
機構要求への反映	1	0	0	0	0	1				
定員要求への反映	2	0	0	0	0	2				
事前分析表の変更	0									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	0									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	3									
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739629.pdf)参照

表4-3 国家公安委員会・警察庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 （事前評価）（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	4	0	0	4
政策評価の結果の政策への 反映状況	0	0	0	4	0	0	4
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・ 未了の事 業（公共 事業、政 府開発 援助等）	小計	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等					
	目標管理 型の政策 評価	目標管理 型以外の 政策評価							
評価実施件数	5	0	7	0	0	12	0	12	
政策評価の結果の政策への 反映状況	5	0	7	0	0	12			
これまでの取組を引き続き推進	5	0	7	0	0	12			
評価対象政策の改善・見直しを 実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃 止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	5	0	0	0	0	5			
機構・定員要求への反映	3	0	0	0	0	3			
機構要求への反映	1	0	0	0	0	1			
定員要求への反映	2	0	0	0	0	2			
事前分析表の変更	2								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	2								
事前分析表の変更なし	3								
未定・検討中等	0								

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739630.pdf)参照

表4-4 個人情報保護委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型政策の評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	6	0	0	0	0	6	0	6		
政策評価の結果の政策への反映状況	6	0	0	0	0	6				
これまでの取組を引き続き推進	6	0	0	0	0	6				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	6	0	0	0	0	6				
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	1				
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0				
定員要求への反映	1	0	0	0	0	1				
事前分析表の変更	4									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	4									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	2									
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739631.pdf)参照

表4-5 金融庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	10	4	0	14
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	10	4	0	14
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型政策の評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	14	0	8	4	0	26	0	26		
政策評価の結果の政策への反映状況	14	0	8	4	0	26				
これまでの取組を引き続き推進	9	0	8	4	0	21				
評価対象政策の改善・見直しを実施	5	0	0	0	0	5				
評価対象政策の重点化等	5	0	0	0	0	5				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	11	0	0	0	0	11				
機構・定員要求への反映	9	0	0	0	0	9				
機構要求への反映	6	0	0	0	0	6				
定員要求への反映	9	0	0	0	0	9				
事前分析表の変更	9									
達成すべき目標を変更	1									
測定指標を変更	8									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	5									
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739632.pdf)参照

表4-6 消費者庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	1	0	0	1
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	1	0	0	1
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型 の政策 評価	目標管理 型以外 の政策 評価								
評価実施件数	10	0	0	0	0	10	0	10		
政策評価の結果の政策への反映状況	10	0	0	0	0	10	/			
これまでの取組を引き続き推進	10	0	0	0	0	10				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	10	0	0	0	0	10				
機構・定員要求への反映	10	0	0	0	0	10				
機構要求への反映	3	0	0	0	0	3				
定員要求への反映	9	0	0	0	0	9				
事前分析表の変更	10	/								
達成すべき目標を変更	5									
測定指標を変更	10									
達成手段を変更	9									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	0	/								
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739633.pdf)参照

表4-7 復興庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	5	0	0	0	0	5	0	5		
政策評価の結果の政策への反映状況	5	0	0	0	0	5				
これまでの取組を引き続き推進	4	0	0	0	0	4				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	1	0	0	0	0	1				
予算要求への反映	3	0	0	0	0	3				
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	1				
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0				
定員要求への反映	1	0	0	0	0	1				
事前分析表の変更	0									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	0									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	5									
未定・検討中等	0									

(注) 1 事後評価の「政策評価の結果の政策への反映状況」の「その他」は、法律改正により、復興交付金制度が令和2年度で廃止されたため、終了したものである。
2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739634.pdf)参照

表4-8 総務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	4	8	0	12
政策評価の結果の政策への 反映状況	0	0	0	4	8	0	12
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・ 未了の事 業（公共 事業、政 府開発 援助等）	小計	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等					
	目標管理 型の政策 評価	目標管理 型以外の 政策評価							
評価実施件数	7	0	0	0	0	7	2	9	
政策評価の結果の政策への 反映状況	7	0	0	0	0	7			
これまでの取組を引き続き推進	7	0	0	0	0	7			
評価対象政策の改善・見直しを 実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃 止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	7	0	0	0	0	7			
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0			
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
事前分析表の変更	7								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	7								
達成手段を変更	1								
その他の変更	3								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739635.pdf)参照

表4-9 公営等調整委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型政策の評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	4	0	0	0	0	4	0	4		
政策評価の結果の政策への反映状況	4	0	0	0	0	4				
これまでの取組を引き続き推進	4	0	0	0	0	4				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	4	0	0	0	0	4				
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	1				
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0				
定員要求への反映	1	0	0	0	0	1				
事前分析表の変更	1									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	1									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	3									
未定・検討中等	0									

（注） 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739636.pdf)参照

表4-10 法務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	4	0	4	8
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	4	0	4	8
予算要求への反映	0	0	0	0	0	4	4
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型 の政策 評価	目標管理 型以外 の政策 評価								
評価実施件数	14	1	0	0	0	15	3	18		
政策評価の結果の政策への反映状況	14	1	0	0	0	15				
これまでの取組を引き続き推進	14	1	0	0	0	15				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	14	1	0	0	0	15				
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0				
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0				
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0				
事前分析表の変更	5									
達成すべき目標を変更	3									
測定指標を変更	2									
達成手段を変更	0									
その他の変更	3									
事前分析表の変更なし	9									
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739638.pdf)参照

表4-11 外務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	40	0	0	0	40
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	40	0	0	0	40
予算要求への反映	0	0	40	0	0	0	40
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	12	0	0	0	18	30	0	30	
政策評価の結果の政策への反映状況	12	0	0	0	18	30			
これまでの取組を引き続き推進	12	0	0	0	17	29			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	1	1			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	10	0	0	0	18	28			
機構・定員要求への反映	9	0	0	0	0	9			
機構要求への反映	3	0	0	0	0	3			
定員要求への反映	9	0	0	0	0	9			
事前分析表の変更	8								
達成すべき目標を変更	2								
測定指標を変更	3								
達成手段を変更	3								
その他の変更	5								
事前分析表の変更なし	4								
未定・検討中等	0								

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000739639.pdf）参照

表4-12 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	3	0	0	3
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	3	0	0	3
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型政策の評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	30	0	0	0	0	30	0	30		
政策評価の結果の政策への反映状況	30	0	0	0	0	30				
これまでの取組を引き続き推進	30	0	0	0	0	30				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	18	0	0	0	0	18				
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	2				
機構要求への反映	2	0	0	0	0	2				
定員要求への反映	1	0	0	0	0	1				
事前分析表の変更	0									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	0									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	30									
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739640.pdf)参照

表4-13 文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	9	0	0	1	3	0	13
政策評価の結果の政策への反映状況	9	0	0	1	3	0	13
予算要求への反映	9	0	0	0	0	0	9
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	4	0	2	0	0	6	0	6		
政策評価の結果の政策への反映状況	4	0	2	0	0	6				
これまでの取組を引き続き推進	3	0	2	0	0	5				
評価対象政策の改善・見直しを実施	1	0	0	0	0	1				
評価対象政策の重点化等	1	0	0	0	0	1				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	4	0	0	0	0	4				
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	1				
機構要求への反映	1	0	0	0	0	1				
定員要求への反映	1	0	0	0	0	1				
事前分析表の変更	4									
達成すべき目標を変更	1									
測定指標を変更	4									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	0									
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739641.pdf)参照

表4-14 厚生労働省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	28	4	0	14	13	0	59
政策評価の結果の政策への反映状況	28	4	0	11	13	0	56
予算要求への反映	28	4	0	0	0	0	32
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	18	1	0	3	9	31	133	164	
政策評価の結果の政策への反映状況	18	1	0	3	9	31			
これまでの取組を引き続き推進	18	1	0	3	9	31			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	18	0	0	0	0	18			
機構・定員要求への反映	2	0	0	0	0	2			
機構要求への反映	2	0	0	0	0	2			
定員要求への反映	2	0	0	0	0	2			
事前分析表の変更	11								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	10								
達成手段を変更	1								
その他の変更	1								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	7								

（注） 1 事前評価のうち、規制の「政策評価の結果の政策への反映状況」の件数については、評価実施時期が法令施行後になったものがあるため、「評価実施件数」とは一致していない。
2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739642.pdf)参照

表4-15 農林水産省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	6	200	0	8	19	0	233
政策評価の結果の政策への 反映状況	6	200	0	8	19	0	233
予算要求への反映	6	24	0	0	0	0	30
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・ 未了の事 業（公共 事業、政 府開発 援助等）	小計	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等					
	目標管理 型の政策 評価	目標管理 型以外の 政策評価							
評価実施件数	3	1	2	14	74	94	49	143	
政策評価の結果の政策への 反映状況	3	1	2	14	74	94			
これまでの取組を引き続き推進	0	1	2	14	56	73			
評価対象政策の改善・見直しを 実施	3	0	0	0	18	21			
評価対象政策の重点化等	3	0	0	0	18	21			
評価対象政策の一部の廃 止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	3	0	0	0	22	25			
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0			
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
事前分析表の変更	2								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	2								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	1								
未定・検討中等	0								

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739643.pdf)参照

表4-16 経済産業省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	30	0	0	6	35	0	71
政策評価の結果の政策への 反映状況	30	0	0	6	35	0	71
予算要求への反映	30	0	0	0	0	0	30
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・ 未了の事 業（公共 事業、政 府開発 援助等）	小計	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別 措置等					
	目標管理 型の政策 評価	目標管理 型以外の 政策評価							
評価実施件数	28	0	0	5	1	34	0	34	
政策評価の結果の政策への 反映状況	28	0	0	5	1	34			
これまでの取組を引き続き推進	28	0	0	5	1	34			
評価対象政策の改善・見直しを 実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃 止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	28	0	0	0	1	29			
機構・定員要求への反映	20	0	0	0	0	20			
機構要求への反映	2	0	0	0	0	2			
定員要求への反映	20	0	0	0	0	20			
事前分析表の変更	7								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	7								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	21								
未定・検討中等	0								

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739644.pdf)参照

表4-17 国土交通省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	33	445	0	59	19	6	562
政策評価の結果の政策への反映状況	31	445	0	59	19	6	560
予算要求への反映	9	4	0	0	0	6	19
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計
	一般分野		規制	租税特別措置等					
	目標管理型以外の政策評価	目標管理型以外の政策評価							
評価実施件数	0	5	19	9	341	374	91	465	
政策評価の結果の政策への反映状況	0	5	19	9	341	374			
これまでの取組を引き続き推進	0	5	19	9	341	374			
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0	0			
予算要求への反映	0	0	0	0	11	11			
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0			
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0			
事前分析表の変更	0								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

（注）1 事前評価のうち、研究開発の「政策評価の結果の政策への反映状況」の件数については、新型コロナウイルス感染症の影響により研究開発の実施が困難となり、事業者からの申出を受けて廃止したものが含まれるため、「評価実施件数」とは一致していない。

2 各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739645.pdf)参照

表4-18 環境省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	6	3	0	9
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	6	3	0	9
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型政策の評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	23	0	0	1	0	24	0	24		
政策評価の結果の政策への反映状況	23	0	0	1	0	24				
これまでの取組を引き続き推進	22	0	0	1	0	23				
評価対象政策の改善・見直しを実施	1	0	0	0	0	1				
評価対象政策の重点化等	1	0	0	0	0	1				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	23	0	0	0	0	23				
機構・定員要求への反映	6	0	0	0	0	6				
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0				
定員要求への反映	6	0	0	0	0	6				
事前分析表の変更	1									
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	1									
達成手段を変更	1									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	22									
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739646.pdf)参照

表4-19 原子力規制委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型政策の評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	6	0	1	0	0	7	0	7		
政策評価の結果の政策への反映状況	6	0	1	0	0	7				
これまでの取組を引き続き推進	6	0	1	0	0	7				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	6	0	0	0	0	6				
機構・定員要求への反映	6	0	0	0	0	6				
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0				
定員要求への反映	6	0	0	0	0	6				
事前分析表の変更	6									
達成すべき目標を変更	6									
測定指標を変更	6									
達成手段を変更	1									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	0									
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739647.pdf)参照

表4-20 防衛省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
（事前評価）

（単位：件）

	研究開発	公共事業	政府開発援助	規制	租税特別措置等	一般分野	計
評価実施件数	8	0	0	0	4	0	12
政策評価の結果の政策への反映状況	8	0	0	0	4	0	12
予算要求への反映	8	0	0	0	0	0	8
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0	0
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）					未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助等）	小計	完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）	合計	
	一般分野		規制	租税特別措置等						
	目標管理型の政策評価	目標管理型以外の政策評価								
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0	0		
政策評価の結果の政策への反映状況	0	0	0	0	0	0	/			
これまでの取組を引き続き推進	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の改善・見直しを実施	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の重点化等	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、休止又は中止	0	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0	0				
予算要求への反映	0	0	0	0	0	0				
機構・定員要求への反映	0	0	0	0	0	0				
機構要求への反映	0	0	0	0	0	0				
定員要求への反映	0	0	0	0	0	0				
事前分析表の変更	0	/								
達成すべき目標を変更	0									
測定指標を変更	0									
達成手段を変更	0									
その他の変更	0									
事前分析表の変更なし	0									
未定・検討中等	0									

（注）各評価対象政策の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/main_content/000739648.pdf)参照

表5 令和2年度に休止又は中止することとした公共事業等

(単位：億円)

公共事業等名	個別事業名	分類	総事業費	残事業費
外務省1事業				
政府開発援助	ジャワ・スマトラ連系送電線計画（第一期）（インドネシア共和国）	中止	369.9	352.8
合計	1事業	—	369.9	352.8

表6 公共事業等の休止又は中止事業数及び総事業費

(上段：事業数、下段：総事業費（単位：億円）)

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1,201)
28	1 (10)	—	—	—	1 A案：1,717 B案：1,311	2 (1,727) <1,321>
29	—	—	—	—	—	—
30	1 (18)	1 (24)	—	—	—	2 (42)

令和元	2 (208)	2 (64)	—	—	—	4 (271)
2	1 (370)	—	—	—	—	1 (370)
合計	16 (2,008)	45 (5,882)	51 (1,257)	14 (4,273)	199 (43,083) <42,677>	325 (56,501) <56,095>

- (注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄（右欄）に記載された金額は一致しない場合がある。
- 2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。
- 3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部（整備計画区間から既成区間を除いた区間）が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。
- 4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であり、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。
- 5 平成28年度における国土交通省の1事業は、ダム検証を進めるに当たり、現在保有している技術情報等の範囲内で、渇水対策容量をダムで確保する案（A案）及び渇水対策容量を近隣の湖で確保する案（B案）について、ダム諸元の設定を行い、当該二つの案を検討対象としていることから、本表においても2案における総事業費を記載している。
- 6 合計欄における（ ）内の数値は、平成28年度における国土交通省の1事業がA案の場合のものであり、< >内の数値は、B案の場合のものである。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、
 i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第 1 項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第 2 項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされ、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、令和 2 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、「令和 2 年度行政評価等プログラム」に掲載し、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている（表 7）。

表 7 総務省が行う政策の評価に関する計画

<p>計画の 主な規 定内容</p>	<p>① 評価の 実施に 関する基 本的な方 針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要のある政策について積極的に実施する。 また、証拠に基づく政策立案（EBPM）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。 ○ 政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。 ② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善方策の検討状況も踏まえつつ、点検の一段の見直し・改善に向けた検討を行う。
	<p>② 令和 2 年度から 4 年度ま での 3 か 年に実施 する評価 のテーマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一性又は総合性を確保するための評価 <ul style="list-style-type: none"> ア 令和元年度から引き続き実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死因究明等の推進 ・ 外来種対策の推進 イ 令和 2 年度から実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校、ひきこもりの子供・若者支援 ウ 調査の具体化を検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理空間情報
	<p>③ 評価の 実施に 関する重 要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。 ○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。 ○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

なお、総務省は、法第 13 条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、令和 3 年度以降 3 年間で実施する予定の政策の評価のテーマ等については、「令和 3 年度行政評価等プログラム」に掲載し、公表している。また、これらについては、次のホームページで国民からの意見・要望を広く求めている。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、令和2年度において、統一性又は総合性を確保するための評価を2テーマ実施した。

このうち、「死因究明等の推進」については、評価結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置を採るべきことを関係行政機関の長に意見を通知し、評価書とともに公表した（表8）。

また、評価結果の政策への反映状況として、平成29年度に評価結果を取りまとめた「グローバル人材育成の推進」、30年度に評価結果を取りまとめた「クールジャパンの推進」及び「農林漁業の6次産業化の推進」、令和元年度に評価結果を取りまとめた「高度外国人材の受入れ」及び「女性活躍の推進」の5テーマについては、前回報告の状況及びその後の状況が総務省に報告されている（表9-1～表9-5）。

さらに、令和元年度に評価結果を取りまとめた「地籍整備の推進」の1テーマについては、評価結果の政策への反映状況が総務省に報告されている（表9-6）。

そのほかの、「外来種対策の推進」の1テーマについては、評価を実施中である（表10）。

表8 評価を取りまとめ、公表したテーマ等

テーマ名	死因究明等の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （意見通知・公表日：令和3年3月12日）
関係行政機関	国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	死因究明等の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果及び意見通知の概要	<p>〈評価の結果〉</p> <p>平成26年に閣議決定された死因究明等推進計画の重点的施策の進捗状況は、関係府省ごとの取組内容の記載にとどまっており、当該計画策定により期待される効果の観点から、どの程度の成果が上がっているのか、全体として評価できるものとはなっていない。また、多くの都道府県において、地方の状況に応じた施策を検討するものと期待された死因究明等推進協議会（以下「地方協議会」という。）が、実効性ある議論の場として活用されていない実態が認められることから、その効果は限定的とみられる。</p> <p>死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号。以下「基本法」という。）に基づく新たな計画策定が予定されていることに鑑み、現行の計画に基づく取組を中心にその実施状況等を把握した。</p>
(1) 地方協議会の活性化	<p>地方協議会は、令和元年10月末時点で、37都道府県において設置されている。しかし、多くの都道府県（32都道府県）において、地方協議会でどのような議題を設定し、議論すればよいのか悩んでいる状況もみられる。</p> <p>国としては、広域的な意見交換等を通じて、地方の独自性を尊重しつつも、地方協議会の議題としてどのような課題や施策を設定すべきか、施策を推進するために地方協議会をどのように運営すれば効果的か、を示すことが有益と考えられる。これを端緒として地方協議会は、関係機関間の情報共有や意見交換にとどまらず、死因究明等の諸施策</p>

を推進する機能を果たすものになっていくことが期待される。

(2) 法医等の人材の育成及び資質の向上

医学部を置く大学のうち、77 大学中 15 大学で、法医人材養成に特化したコース等が設置され、そのうち 12 大学では、死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律第 33 号。平成 26 年失効）の施行後に設置されている。また、大学で警察等取扱死体の解剖を実施している教員等数は、平成 30 年は 23 年に比べて 5.1%減少しており、特に、将来の担い手である大学院生等は 41.6%減少している。

大学において法医人材養成コースの整備などがみられるが、人材供給において顕著な効果はみられない。

(3) 警察等における死因究明等の実施体制の充実

平成 30 年における検視官臨場数及び臨場率は、どちらも 23 年に比べ増加しているが、警察本部があらかじめ登録等している検視等立会医の人数は、17 本部において、31 年は 23 年に比べ減少している。

死因究明等の実施体制の充実については、検視官の臨場率が向上する一方で、検視等立会医の確保に困難を感じている現場がある状況が見受けられ、これらの状況は地域によっても異なることから、地方協議会の場等を活用しつつ、検視等立会医の確保を図る取組について検討することが課題と考えられる。

(4) 死体の解剖、死亡時画像診断等の実施体制の充実

警察等取扱死体に対する解剖の実施体数は、平成 30 年度は 23 年度に比べて 12.4%増加しており、大学別にみると、約半数の大学（77 大学のうち 43 大学）において、30 年度は 23 年度に比べ増加している。また、死亡時画像診断は、半数以上の大学（77 大学中 45 大学）が実施しており、その実施割合（警察等取扱死体の解剖数に占める割合）は、平成 30 年度は 23 年度に比べて、撮影は 16.9 ポイント、読影は 16.5 ポイント増加している。一方、厚生労働省が死因究明の体制作りのために実施している異状死死因究明支援事業の活用実績は、16 都道府県と低調である。

死亡時画像診断の実施事例の増加がみられる一方、異状死死因究明支援事業の活用実績が低調な状況が見受けられる。

(5) 身元確認等の円滑化

厚生労働省は、歯科情報のデータベース化のための標準化事業を進めており、実地調査した 20 都道府県歯科医師会の全てが、歯科情報のデータベースの有用性を認識しているが、十分な住民理解が得られていない状況にある。警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づく警察署長からの死者の診療情報等の提供依頼については、厚生労働省から周知されているが、ほとんど全ての警察本部において診療情報の提供が円滑に進まなかったことがあるとしている。

歯科情報のデータベースの整備を促進する方策、診療情報の提供を円滑化する方策について検討することが必要と考えられる。

(6) 死因究明により得られた情報の活用

警察本部から関係行政機関に対して、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づき、再発防止のために通報等が行われている。しかし、地方協議会の主催者である知事部局からは、その必要性は認めつつも、「一部地域で特定の病気による死者が多数発生した場合、どのように情報収集し、それをどのように活用するのかが分からない」などの指摘がなされている。

死因究明により得られた情報が、食中毒、児童虐待、消費者事故など、通報・情報提供された関係行政機関による対応の端緒となり、公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるよう、その具体的方策を検討することが課題と考えられる。

<意見通知>

(1) 推進施策の具体化及び実施状況の検証・評価

関係府省は、連携して、死因究明等の推進に資する取組の促進を図るため、前述(1)から(6)までに示した課題及び方向性について、死因究明等が重要な公益性を有するものとして位置付けられること、実施体制の強化及び人材の育成・資質の向上の観点から、厚生労働省に置かれた死因究明等推進計画検討会等における議論や、新たな死因究明等推進計画策定後における各施策の具体的な実行過程を通じて、国として推進すべき施策の具体化を図るとともに、基本法の枠組みによって、死因究明等推進本部等がこれ

ら施策の実施状況を検証・評価することが重要である。

なお、その際には、薬物及び毒物に係る検査実施体制等、上記以外の課題に関する本評価結果も踏まえて検討することが期待される。

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

(2) 地方協議会等における議論の活性化のための環境整備

関係府省は、死因究明等推進地方協議会等が、死因究明等に係る課題の解決に向けて、現場の実態を踏まえたより効果的な施策展開ができる場となるよう、下記のとおり、各都道府県の実情に応じて優先的に取り組むべき課題や施策について議論できるような環境を整えることが適当である。

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- ① 国は、死因究明等の推進に係る施策ごとの目標達成度が不明確なまま基本法が制定された現状に鑑み、地方協議会等において、各都道府県の実情を踏まえた死因究明等の推進に係る施策の議論が進められるよう、少なくとも基本的施策ごとに把握すべきデータを提示する必要がある。

例えば、死因究明等に係る各種情報（在宅死亡者（地域別・死因別）、警察等取扱死体の内訳（年齢別）等）について、地方協議会等において分析・活用できるデータとして提示すべきではないか。

- ② 国は、死因究明等の推進に係る施策の実施に当たっては、限られた人材等のリソースを前提とすれば、それぞれの地域において優先すべき課題を明らかにした上でより効果的な施策を選択できるよう、各都道府県に置かれた状況を踏まえた施策展開を促す必要がある。

例えば、地方協議会等において、死因究明等への対応件数の増大や対応期間の長期化への対処方策として、診療情報の円滑な提供、検視等立会医の更なる確保、かかりつけ医による看取りの推進などの取組を検証するなど、現場の実態を踏まえた適切な議題設定を促すための運営方法等を示すべきではないか。

- ③ 国は、警察などからの通報・情報提供案件が、公衆衛生の向上及び増進に資する情報として、食中毒、児童虐待、消費者事故などを所管する部局による施策の立案・推進や、保健所、児童相談所、消費生活センターなど現場の関係機関による対応に広く活用される取組を推進することが重要である。

例えば、地方協議会等において、これら公衆衛生関係の部局・機関において個別案件の内容が共有・蓄積されるよう促すとともに、これらの情報が疾病予防、健康長寿対策等の施策へ活用されるような方策を積極的に示すべきではないか。

(注) 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_030312.html) 参照

表9-1 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	グローバル人材育成の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成29年7月14日)
関係行政機関	文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果の概要	
○ 評価の観点	グローバル人材育成の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果の概要	本政策について、「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）において設定された成果指標の達成状況は、全体としては進展。個別に改善すべき課題はあるものの、政策効果は一定程度発現

日本人大学生等の海外留学の促進や中学校・高等学校の生徒・英語教員の英語力の向上について課題あり（勧告事項）

平成30年度からの第3期教育振興基本計画で本勧告を踏まえた対応が必要

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回回答（平成30年5月17日）以降に関係行政機関が採った措置で、令和2年6月11日に文部科学省が回答したものについて、3年3月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び□その後の状況)
<p>1 日本人大学生等の海外留学の促進(文部科学省)</p> <p>短期留学の政策上の位置付けを明確にし、第3期教育振興基本計画における海外留学の促進に係る成果指標に反映させること</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成29年度に実施した委託調査等により、短期留学に、学生の語学学習へのモチベーションの向上等の効果があることが確認されたことから、第3期教育振興基本計画(答申)(平成30年3月。以下「答申」という。)において、短期留学についてもグローバルに活躍する人材の育成に資するものと位置付け、測定指標^(注)を設定。大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる短期留学やその成果を定着させるための取組等を支援</p> <p>(注) 「グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す」と設定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定。以下「第3期計画」という。)では、短期留学についてもグローバルに活躍する人材の育成に資するものと位置付け、測定指標を「グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学者を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す」と設定。測定指標を達成するための具体的な施策についても位置付け ・ 文部科学省は、第3期計画に基づき、短期留学について、大学間交流協定に基づく留学に対する支援等を実施しているほか、令和2年12月に、留学の成果を定着させるための事前・事後研修に係る優良取組例を独立行政法人日本学生支援機構のホームページに掲載し、各大学等に周知。なお、第3期計画の測定指標に対する実績は、平成28年の5万5,969人に対し29年は5万8,408人 </div>
<p>2 中学校・高等学校の生徒の英語力の向上(文部科学省)</p> <p>第3期計画における成果指標の設定に当たっては、生徒の英語力強化に関する成果指標の達成のための有効な対策及び達成状況の的確な把握のための措置を講ずること</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>答申において、生徒の英語力強化のための測定指標^(注)を設定。目標達成のため、都道府県教育委員会等に対し、都道府県ごとの目標設定を要請するとともに、英語教育実施状況調査(以下「実施状況調査」という。)等により継続したフォローアップを行い、好事例を普及するなどPDCAサイクルを確実に構築。また、測定指標の達成状況を的確に把握するため、平成30年度中に、都道府県教育委員会等に対し、判定方法等を周知徹底</p> <p>(注) 中学校卒業段階でCEFR^(※)のA1レベル相当(英検3級等)以上、高</p>

等学校卒業段階でA2 レベル相当（英検準 2 級等）以上を達成した中高生の割合を 50%以上にすると設定

※ C E F R（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）は、語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい包括的な基盤を提供するものとして、欧州域内外で使われている指標

- 第 3 期計画では、生徒の英語力強化のための測定指標として、「中学校卒業段階で C E F R の A1 レベル相当以上、高等学校卒業段階で C E F R の A2 レベル相当以上を達成した中高生の割合を 50%以上にすると設定。測定指標を達成するための具体的な施策についても位置付け
- 文部科学省は、第 3 期計画の目標達成のため、都道府県教育委員会等に対し、都道府県ごとの目標設定を要請するとともに、実施状況調査^(注)等により継続したフォローアップを行い、好事例を普及するなど P D C A サイクルを確実に構築。さらに、生徒の言語活動の実施や I C T の活用といった新学習指導要領に掲げられた授業改善の取組と測定指標の達成状況に相関がみられることから、これらの取組を促進。また、測定指標の達成状況を的確に把握するため、令和元年度実施状況調査において、その判定方法を周知。なお、測定指標の実績は、表のとおり、平成 28 年度から令和元年度において増加傾向

(注) 文部科学省は、実施状況調査を毎年度実施してきているが、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による調査に係る負担を考慮して中止

表 C E F R の A1 レベル相当以上の英語力を有する中学生の割合及び C E F R の A2 レベル相当以上の英語力を有する高校生の割合

区分	H28	H29	H30	R 元
中学生	36.1%	40.7%	42.6%	44.0%
高校生	36.4%	39.3%	40.2%	43.6%

3 中学校・高等学校の英語教員の英語力の向上（文部科学省）

第 3 期計画における成果指標の設定に当たっては、英語教員に関する成果指標の達成のための有効な対策を講ずること

(注) 勧告の「英語教員」との記述は、第 2 期教育振興基本計画における成果指標「英語教員に求められる英語力の目標（英検準 1 級、TOEFL iBT80 点、TOEIC730 点程度以上）を達成した英語教員の割合」を踏まえて用いたもの

(文部科学省)

答申においては、英語教員の英語力の向上に係る成果指標は設定されていないものの、生徒の英語力の向上のため、教師の英語力・指導力の向上を図るための取組を進めるとともに、実施状況調査等により継続したフォローアップを実施

- 第 3 期計画では、英語教育の最終的な目標は、生徒の英語力の向上であり、教師の英語力はそのための手段であること等から、英語教師の英語力の向上に係る測定指標は設定せず。ただし、生徒の英語力の向上のために、教師の英語力・指導力の向上に係る具体的な施策について位置付け
- 文部科学省は、第 3 期計画に基づき、教師の英語力・指導力の向上を図るため、研修等の取組を進めるとともに、実施状況調査等により継続したフォローアップを実施

(注) 評価結果等の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html) 参照

表9-2 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	クールジャパンの推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成30年5月18日)
関係行政機関	文部科学省、農林水産省、経済産業省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	クールジャパン関連施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果及び勧告の概要	日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）における五つの成果目標の達成状況（①放送コンテンツ関連海外売上高、②訪日外国人旅行者数及び③観光収入のアジアでのランキングに係る成果目標は目標達成。④農林水産物・食品の輸出額に係る成果目標は中間目標達成。⑤日本産酒類の輸出額の伸び率に係る成果目標は目標達成に向けて進展）及びクールジャパン関連施策等の実施状況を踏まえると、クールジャパンの推進に関する政策は全体として相当程度進展していると認められる。一方、一部のクールジャパン関連施策等については改善すべき課題がみられた。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回回答（平成30年12月4日～12月6日）以降、令和3年3月末現在までに関係行政機関が採った措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>1 コンテンツ分野 コンテンツ等の海外展開について、より効果的・効率的な支援（「呼び水効果^(注)」が高いと考えられる新規事業への支援を中心等）となるよう検討を進めること（経済産業省）</p> <p>(注) 補助によりコンテンツ等のローカライズ等を実施した事業者が、今後補助がなくてもローカライズ等を実施するようになること</p>	<p>(経済産業省) 平成28年度以降に実施した事業において、応募された事業の審査に当たっての審査項目を見直し、加点ポイントとして事業内容の新規性の項目を追加 今後、本事業の「呼び水効果」の把握を含む効果測定を実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省は、平成29年度補正予算により30年度に実施した「インバウンド型クールジャパン推進事業（クリエイターを中心としたグローバルコンテンツエコシステム創出事業）」について、補助を受けた261事業者（採択した事業は合計484事業）に対してアンケート及びヒアリングを実施し、事業の効果検証を行った。この効果検証の結果、上記261事業者のうち、33事業者（約13%）^(注)については今回の補助金を契機に初めて海外展開を開始しており、審査項目の見直し等により、新規事業者の採択の増加につながっている。 (注) 平成28年度補正予算での実績は、398事業者のうち、36事業者（約9%）が初めて海外展開を開始 その後、平成30年度補正予算により令和元年度に実施した「コンテンツグローバル需要創出等促進事業」について、補助事業事務局が実施した事業者向けアンケート調査結果（有効回答数237事業者）と補助金公募時の審査情報を突合し、「呼び水効果」の分析を実施した。

	<p>同事業においては、新規事業者（又は新規事業を実施した事業者）による申請については加点点措置を実施したところであるが、加点点措置を実施した 89 事業者のうち、70 事業者（78.7%）は今後補助がなくても事業を実施予定とアンケートに回答している。</p> <p>また、アンケート調査結果から、どのような属性の事業者が「今後、補助を受けなくても当該事業を実施すると考えるように」なる傾向が強いかを分析したところ、補助の有無にかかわらず自主的に海外展開を試みていた事業者については、237 事業者のうち 188 事業者（79.3%）が補助事業を契機に海外展開の規模の拡大等を図るとともに今後も事業を継続していく意向を示している。</p> <p>自主的に海外展開を試みていた事業者の事業継続意向が高いのは、補助金がなかった場合の投資計画又はマーケティングテストプランもあった上で、資金ギャップの解消又はマーケティング手法等の選択肢を増加させる手段として補助金を利用するという行動をとったのではないかと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> これら分析結果も踏まえ、令和 2 年度第 3 次補正予算で措置する「コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業」については、引き続き、呼び水効果が高いと考えられる、新規性の高い取組を行う事業者について加点点措置を継続していく予定である。また、補助事業の実施前から自主的にマーケティング調査等の取組を行っていた事業者についても加点点措置を実施していく予定である。
<p>2 農林水産物・食品分野 農林水産物・食品等のジャンブランドの確立に資するため、地理的表示保護制度の更なる活用を促進するための取組を行うこと（農林水産省）</p>	<p>（農林水産省） 地理的表示（G I）保護制度の更なる活用の促進を図るため、今後、各地方農政局等において産地への G I 申請の働きかけを G I サポートデスク^{（注）}と連携して行うとともに、そこで得た情報を本省、地方農政局等、G I サポートデスクで共有していくことを検討</p> <p>（注） G I 保護制度の普及啓発に係る情報提供や登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省は、平成 30 年 12 月に各地方農政局・サポートデスク事務局等宛てに以下の通知を発出した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 地方農政局等を活用して G I の登録申請に係る相談・申請に至っていない地域の G I 候補製品の掘り起こしを行うこと ② 各地方農政局等と G I サポートデスクとの間で連携・情報共有を図り産地への G I 申請の働きかけの状況を本省に報告すること この通知に基づき、地方農政局等が、産地に赴いて G I 保護制度の説明を実施する等の働きかけを行った結果、G I 保護制度の活用が図られた（G I 保護制度が創設されてから通知発出前までに登録されたものは 69 産品であるのに対し、通知発出後の申請件数は 57 件となっている。）。 また、令和元年 11 月から、ふるさと納税サイトと連携し、G I 保護制度の説明及び登録産品の返礼品を紹介した特設ページを設置する等、G I 保護制度の普及・啓発を図った。

<p>3 分野横断</p> <p>日本の文化芸術の発信について、文化交流使の派遣を更に戦略的に推進するための方策を検討し、当該事業に反映すること（文部科学省）</p>	<p>（文部科学省）</p> <p>文化交流使を重点的に派遣する地域及び分野を定めた文化交流使の派遣を戦略的に進めるための方策を平成30年5月に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省は、平成30年5月に策定された文化交流使の派遣を戦略的に進めるための方策に沿って、以下のとおり令和元年度文化交流使を派遣した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 派遣地域については、日メコン交流10周年に合わせて、文化交流使（大学教授）1名をタイ、ミャンマー及びベトナムへ派遣し、「折り紙」についての講演やワークショップ、展覧会等を実施。また、上記を含め、文化交流使6名のうち、アジア地域へ3名、欧米豪地域へ5名派遣 ② 派遣分野については、在外公館から歌舞伎のレクチャーデモンストレーションを実施したいとの要望を受け、当該国に文化交流使（歌舞伎俳優）1名を派遣。また、文化体験が可能な分野及びポップカルチャー分野を重点分野とする戦略を踏まえ、上述のとおり、今年度初めて文化交流使による「折り紙」についての講演等を実施したほか、和菓子、和食、盆栽といった生活文化分野の関係者を文化交流使として各国に派遣し、ワークショップや講演会等を実施 ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外派遣は実現していないものの、舞踊や邦楽笛、琉球舞踊のほか、ポップカルチャー分野として、メディアアーティストや、生活文化分野の茶道、書道の文化人・芸術家計6名を令和2、3年度の文化交流使として指名し、オンラインにおける活動等を開始している。
--	---

(注) 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01hyouka02_020717000142906.html) 参照

表 9-3 評価の結果の政策への反映状況等

<p>テーマ名</p>	<p>農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成31年3月29日）</p>
<p>関係行政機関</p>	<p>農林水産省、経済産業省</p>

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

<p>政策の評価の観点及び結果</p>	
<p>○</p>	<p>評価の観点</p> <p>農林漁業の6次産業化の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p>
<p>○</p>	<p>評価の結果の概要</p> <p>農林漁業6次産業化については一層の推進に向け更なる取組が求められるものの、これまでの取組の結果、その市場規模は拡大基調にあり、一定の進捗が図られているといえる。</p> <p>一方、一部の農林漁業6次産業化の推進のために実施されている施策等については、改善すべき課題が認められた。</p>

- (1) 総合化事業計画及び6次産業化都道府県サポートセンター事業関係
- ① 総合化事業計画の認定要件である、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の指標をいずれも達成している事業者は約3割にとどまり、その達成状況も総合化事業の売上高により差異がみられた。
 - ② 6次産業化都道府県サポートセンター（以下「都道府県SC」という。）において、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間に支援の「空白期間」（以下、単に「空白期間」という。）が一定期間生じ、事業者が支援を受けられない事例がみられた。
- (2) A-FIVE出資関係
- 間接出資を行うサブファンドにおいて、出資案件組成に苦慮している状況^(注)がうかがえる中、出資案件組成を進める上での課題として以下のものが認められた。
- (注) 設定した出資目標を達成することができたサブファンドは、約2割(3/13サブファンド)にとどまった。
- ① 出資案件の組成審査に関して、サブファンド運営法人から審査の長期化を問題視する意見があるが、その原因についてサブファンド運営法人と株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という。）との間で認識の相違がみられたほか、A-FIVEが機動的かつ主体的な案件組成を実現する方法として挙げている案件組成審査の一部委任について、サブファンド運営法人からは、事務負担が増えただけで、主体性等が増したわけではないとの意見が示された。
 - ② 財政制度等審議会からは、出資先事業者へのモニタリングの適切な実施等を求められている一方、サブファンドからは月次モニタリング報告等の資料作成に係る事務負担が出資案件組成を阻害している等の意見が示された。
- (3) 農商工等連携事業計画関係
- 農商工等連携事業の経営改善・向上に係る2指標^(注1)について、農林水産省、経済産業省等が行う、農商工等連携事業者の2指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の把握・情報共有が不十分^(注2)であることが認められた。
- (注)1 付加価値額及び売上高に関する指標（以下これらの指標をそれぞれ「付加価値額指標」及び「総売上高指標」という。）からなる。
- 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、フォローアップ支援を通じ、総売上高指標、抱える課題、支援ニーズ等を定期的に代表者（主に中小企業者）から把握しているが、情報共有先は経済産業省のみ。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告の反映状況以降に係る行政機関が採った措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>1 総合化事業計画及び都道府県SC事業関係（農林水産省）</p> <p>① 認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、分析結果を今後の支援策に関する企画・立案に活用すること</p>	<p>（農林水産省）</p> <p>① 農林水産省は、地方農政局等によるフォローアップ調査^(注1)の結果を基に、従前の事業者個々の分析に加えて、優良事業体^(注2)とその他の事業者の利益の状況等を比較した分析を行った。</p> <p>当該分析の結果、事業者には経常利益の向上に課題がみられたことを踏まえ、都道府県SC事業を令和2年度から、支援対象者の経常利益等の向上を目的として支援する事業に見直すなど、支援策の企画・立案に活用した。</p> <p>(注)1 総合化事業計画の実施状況を把握するため、地方農政局等が書面及びヒアリングで行う調査</p> <p>2 総合化事業計画認定3年後に①6次産業化対象農産物の売上高、②経営全体の売上高、③営業利益、④経常利益のいずれの指標も増加している事業者</p>

<p>② 認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、都道府県SCについては、農林漁業者のニーズに応じることができる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間の縮小を図ること</p>	<p>認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、令和2年度の都道府県SC事業では、6次産業化プランナーが経常利益等の向上を目標とする経営改善に取り組む支援対象者の経営改善戦略の作成と実行を伴走支援する仕組みとした。</p> <p>さらに、都道府県SCに設置した地域支援検証委員会^(注1)において重点支援対象者を決定した場合、必要に応じ、6次産業化中央サポートセンターのエグゼクティブプランナー^(注2)が地域経済の波及効果を生み出す6次産業化の事業拡大や発展に向けた伴走支援をする仕組みとしたなど、当該分析結果をより効果的な支援策の企画・立案に活用した。</p> <p>今後もこれらの取組を通じて、「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」が増加するよう事業者の支援につなげていきたい。</p> <p>(注)1 学識経験者等を委員とし、6次産業化プランナーによる支援対象者の決定等を行う組織 2 6次産業化プランナーの経験者の中から、6次産業化に関する専門的な知識経験が特に豊富で高度な指導能力を有するとして選定された者</p> <p>② 農林水産省は、都道府県SCの早期事業実施に向けて、以下の措置を講じたほか、都道府県SC未開設期間中における、農林漁業者等からの問合せへの対応を都道府県に依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の予算要望額の早期取りまとめ ・ 都道府県への予算配分額の内報の早期実施 ・ 予算配分額の内報後の事業実施計画案の早期提出等を都道府県に依頼 <p><上記措置結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初(4月15日)までに事業を開始した都道府県SCが増加 (H30:13都道府県SC→H31:24都道府県SC) ・ 39都道府県SCにおいて、平均11日間事業開始が早期化(前年比) <p>農林水産省は、都道府県SCの早期事業実施に向けて、予算配分額の早期確定など令和元年度の措置を継続した。令和2年度は、都道府県SC事業の仕組みの変更により、運営方針の策定が遅れ、事業開始が遅れた都道府県SCがあるものの、年度当初(4月15日)までに事業を開始した都道府県SCが平成30年度の13都道府県から19都道府県に増加し、また、平成30年度と比べ、28都道府県SCにおいて、平均10日間事業開始が早期化した。</p> <p>さらに、6次産業化サポート事業実施要領を改正し、6次産業化に取り組む際の準備や支援制度、個別課題の相談先の紹介などの相談窓口を都道府県SCに設置した。これにより、6次産業化プランナー派遣の準備期間においても農林漁業者からの電話相談に応じられるようにするなど切れ目のないきめ細かな支援が可能となった。</p>
---	--

2 A-FIVE法に基づく取組

農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVEに対し、以下の検討を促すこと（農林水産省）

① サブファンド運営法人による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方

② 月次モニタリング報告等を通じたA-FIVE出資事業者に対するモニタリングの在り方

（農林水産省）

農林水産省は、平成31年4月、A-FIVE宛てに通知を発出し、勧告内容について検討を行うよう求めた。

A-FIVEは通知を踏まえ以下の取組を実施又は実施する予定としており、農林水産省は、これらの取組の進捗状況を随時フォローアップすることとしている。

なお、平成31年4月に策定した投資計画上の投資目標の達成が困難であり、今後、投資計画どおりの累積損失の解消・収益の確保は困難と判断し、令和元年12月に、A-FIVEに対し、3年度以降は新たな出資の決定は行わない方向で投資計画の見直しを指示した。

① A-FIVE内の出資案件の審査担当部署と出資決定後のモニタリング等実施部署が異なり、意思疎通が図りづらいとのサブファンドの意見も踏まえ、令和元年6月にA-FIVEの組織を見直し、両部署を統合した。

また、案件組成審査の一部委任については、これまで個別のサブファンドに対してその趣旨の説明等を行ってきたが、令和3年度以降は新たな出資の決定は行わないという制約の中で、今後も、A-FIVEとサブファンドとの間の認識の一致をより図っていくため、個別の案件組成の都度、一部委任に関してサブファンドに説明等を行うとともに、意見聴取等のフォローアップを実施する。

サブファンドによる機動的かつ主体的な出資決定が促進されるよう、案件組成の機会において、サブファンドに対する案件組成審査の一部委任の説明や意見聴取等に加え、サブファンドに対し、令和元年12月に通知を発出し、3年度以降は新たな出資の決定を行わないとの認識を共有し、7年度までに事業の成長が見込まれる案件への出資を図った^(注)。

その結果、令和元年度に10件、2年度に2件のサブファンド案件の組成につながった。

(注) A-FIVEは、改善計画において、令和7年度を目途に投資回収を終えることとしている。

② モニタリングの在り方については、その実効性を確保しつつ、関係者が最小限の負担で可能となるよう、別の資料で代替しても支障が起こる蓋然性は低いと判断される銀行通帳の写しは、徴求頻度を毎月から年1回決算月のみに変更したほか、他の資料についても検討を実施した。令和3年度以降は既存出資先の管理、回収額の最大化をめざすという前提の下、今後もモニタリングの在り方について、随時見直しを行っていく。

A-FIVE出資事業者に対するモニタリングについて、令和元年8月以降、通帳等の写しの徴求頻度を毎月から年1回決算月のみに変更することでA-FIVE出資事業者の負担を軽減しており、このことが業務

	<p>上、支障を起こしていないと確認できたことから、取組を継続していく。</p> <p>また、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表」及び「予算と実績の差異に関する報告書」については、令和2年及び3年の緊急事態宣言の発出期間において徴求を猶予したが、徴求頻度の変更については、業務上支障を来す可能性も考慮し、慎重に検討していく。</p> <p>今後も、モニタリングの在り方について、サブファンド等との意見聴取等を行い、更なる負担軽減について随時見直しを行っていく。</p>
<p>3 農商工等連携事業計画関係</p> <p>農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果を把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築すること（農林水産省・経済産業省）</p> <p>① 農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等（農林水産省）</p> <p>② 農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等（経済産業省）</p>	<p>（農林水産省）</p> <p>① 農林水産省は、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組む全ての農林漁業者に対して、年1回程度アンケート調査を地方農政局等において実施することとした。令和元年度は9月に当該アンケート調査を実施し、総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等について把握した。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>② 経済産業省は、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組む全ての中小企業者に対して、年1回程度アンケート調査を独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）において実施することとした。令和元年度は9月に当該アンケート調査を実施し、これまでフォローアップ支援を通じて把握していた総売上高指標の進捗状況や抱える課題、支援ニーズ等に加え、付加価値額指標の進捗状況等についても把握した。</p> <p>（農林水産省・経済産業省）</p> <p>農林水産省・経済産業省は、農商工等連携事業者の取組状況について、関係機関間で情報共有を行うため、経済産業局・地方農政局等の関係機関で構成される「農商工等連携促進会議」を地域ブロックごとに設置し、令和2年3月には、各地域ブロックの関係機関を集めた全体会議を開催した。</p> <div data-bbox="683 1854 1412 2033" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 情報収集・課題把握 （農林水産省）</p> <p>令和元年度に地方農政局等において実施したアンケート調査により、農商工等連携事業に取り組む全農林漁業者の総売上高指標及び付加価値額指標の状況、農林漁</p> </div>

業者の抱える課題について把握することができた。具体的には以下の課題を確認できた。

<主な課題>

- ・ 生産関係
天候や災害の影響による収穫量の減少や品質の低下など
- ・ 販売関係
販路の確保やPR・情報発信力の強化など
- ・ その他
農林漁業者と中小企業者の連携体制の強化

(経済産業省)

令和元年度に中小機構において実施したアンケート調査により、農商工等連携事業に取り組む中小企業者の総売上高指標に加え、付加価値額指標の状況、中小企業者の抱える課題について把握することができた。具体的には以下の課題を確認できた。

<主な課題>

- ・ 農商工等連携事業における出口となる「マーケティング・販路開拓」や「人材の確保」

(農林水産省・経済産業省)

令和2年11月から12月にかけて、アンケート調査結果を基に、地方農政局と経済産業局が共同で農商工等連携事業者と農商工等連携事業計画についてヒアリングを行った。

ヒアリングを実施した10計画、3計画において「原料生産・供給の安定化が課題」と、2計画において「第三者機関の関与が必要」としていた。

具体的には、連携先事業者との関係について、農林漁業者からは、「農業者の高齢化に伴い、原料の供給等事業の継続には人材の確保・育成が必要」、中小企業者からは、「新たに開発した品種は栽培が難しいため、事業の本格化に向けて原料生産の安定化が課題」等、連携に関する意見が挙げられた。

2. 情報共有

(農林水産省・経済産業省)

令和2年3月6日に「農商工等連携促進会議」(各地域ブロックの農商工等連携促進会議の関係機関を集めた全体会議)を開催し、農商工等連携事業者へのアンケート結果の共有や、各地域における来年度以降の会議の進め方について議論を行った。

また、令和2年度から「農商工等連携促進会議」(地方農政局、経済産業局等で構成)を地域ブロックごとに開催し、1.で把握した情報や課題について共有を行った。

今後もこうした情報共有を継続しつつ、共有された情報も活用しながら、地方農政局や経済産業局を始めとした関係機関が連携して、農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上のために支援を行っていく。

(注) 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_030329000148151.html) 参照

表9-4 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	高度外国人材の受入れに関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：令和元年6月25日)
関係行政機関	法務省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	高度外国人材の受入れに関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果及び意見通知の概要	
1 政策全体の進捗状況⇒一定程度進展	<ul style="list-style-type: none"> 高度外国人材の認定件数は、目標値(2020年末までに1万人)を達成しており、更なる目標値(2022年末までに2万人)の達成に向けて認定件数は増加している。 認定された者のほとんどは、引き続き我が国で就業を続けており、定着が進んでいる。 ヒアリングした外国人材の多くは、日本の就労環境・生活環境についておおむね満足
2 その上で、外国人材の実態やニーズを踏まえ、関係施策を推進することが適当	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い外国人材の中でも、高度人材ポイント制が十分に知られていない状況あり ⇒ 高度人材ポイント制の一層の周知(法務省) 積極的な就職支援の取組を行っている大学がある一方、日本語能力が不十分な留学生の就職支援に苦慮している大学あり ⇒ 大学・大学院の留学生の効果的な就職支援の推進(文部科学省) 外国人材の多くは、就労環境に課題があると認識。外国人材の活用事例集の企業の認知度は高くない。 ⇒ 企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備の促進(厚生労働省、経済産業省) 外国人材の多くは、生活環境の改善のために公的支援が必要と認識。地方公共団体の中には、他の地方公共団体が行う取組に係る情報の周知・共有を望む意見あり ⇒ 外国人の生活環境改善に係る効果的な取組の収集・提供等による地方公共団体への支援(総務省、法務省)

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所(その後の状況)は、前回報告の反映状況以降に関係行政機関が採った措置である。

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
1 高度外国人材の認定 法務省は、2022年末までに2万人の認定というKPIの達成を始めとする更なる高度外国人材の認定を図るため、高度外国人材となり得る専門性の高い外国人材の中でも高度人材ポイント制が十分知られていない状況を踏まえ、関係業界・大学の所管省庁の協力を得ながら、高度人材ポイント制の一層の周知を図る必	<p>(法務省)</p> <p>2022年末までに2万人の認定というKPIを2019年12月末時点で2万1,347人と前倒しで達成していることに加え、</p> <p>① 2019年8月に、高度人材ポイント制の制度案内についてベトナム語と中国語に翻訳し、多言語化を行い、出入国在留管理庁特設ホームページ(「高度人材ポイント制による出入国在留管理上の優遇制度」)に掲載</p> <p>② 2020年1月に、外国人IT人材の更なる活用を促進する観点から、法務省ホームページに掲載している「外国人IT人材の在留資格と高度人材ポイント制について」を改訂し、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」に情報提供</p> <p>③ 2019年11月から2020年3月の間に、大学等の進路相談等において留学生の在留資格変更が効果的に行えるよう、文部科学省の主導により大学等で開催された研修会(意見交換会)や</p>

<p>要がある。</p>	<p>説明会（計6回）において、高度人材ポイント制を含めた就労資格全般に係る講演を行い、高度人材ポイント制の一層の周知を図った。</p> <p>（法務省） 高度人材ポイント制の周知を図るため、2020年度は、大学職員や高度外国人材の採用を検討している企業を対象に、国立大学法人東北大学の主催により2020年9月25日に開催された研修会について、文部科学省を通じて講師派遣の依頼を受けオンラインでの講演を実施した。</p> <p>なお、我が国における留学生交流体制の整備・充実を図るため、独立行政法人日本学生支援機構が、大学等において留学生交流業務に携わる教職員を対象に、2020年3月に開催を予定していた「令和元年度留学生交流実務担当教職員養成プログラム」において、外国人留学生の就職活動をサポートするに当たり、高度人材ポイント制を含めた大学等卒業後の在留申請等について講演を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。</p> <p>高度人材ポイント制の一層の周知を図るため、2021年3月に、オンライン対応を含めた講師派遣が可能である旨の案内を、これまで講演を実施した大学や留学生の支援に積極的に取り組んでいる大学等を中心に文部科学省へ周知の協力を依頼したところであり、文部科学省は2021年5月に大学等へ周知を行うこととしている。</p> <p>高度外国人材の認定件数は、2020年12月末で2万6,406人となり、2022年末までに2万人の認定というKPIを前倒しで達成したことから、KPIの内容は、「成長戦略フォローアップ」（2020年7月17日閣議決定）において、「2022年末までに4万人の高度外国人材の認定を目指す」と見直された。今後も、新たな目標達成に向けて、我が国の経済成長への貢献が期待される高度な技術・知識を持った外国人材の我が国への呼び込みを引き続き推進するため、関係府省庁間の連携の下、制度の一層の周知を図っていく予定である。</p>
<p>2 留学生の就職支援 文部科学省は、大学・大学院の留学生の日本語能力を始めとする就職活動上の課題を踏まえた積極的な就職支援の取組をより多くの大学に展開するなど、大学における効果的な就職支援を推進していく必要がある。</p> <p>その際、高度外国人材と認定された者の多くが日本の大学院を修了していることから、大学院の留学生の就職活動上の課題を踏まえた支援が行われるよう留意する必要がある。</p>	<p>（文部科学省） 大学が企業等と連携し、大学院生を含め留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムの策定を支援する「留学生就職促進プログラム」を12大学で継続</p> <p>また、「留学生就職促進プログラム」の中間評価を行い、実施大学から得られた成果等を文部科学省ホームページで公表するとともに、シンポジウムを開催し、取組の成果や課題等について周知を図った。</p> <p>さらに、大学が企業等との連携により、留学生が我が国での就職に必要なスキルであるビジネス日本語等を身に付けるための教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み（留学生就職促進履修証明プログラム）を2020年度中に全国展開する予定</p> <p>（文部科学省） 「留学生就職促進プログラム」については、これまで事務職が取組の中心となっていたことなどから、2020年度は、技術開発や製造業といった理系分野を対象に公募を行い、新たに3大学を選定し、計15大学で実施した。</p> <p>2019年度に実施した同プログラムの中間評価では、各大学</p>

	<p>が実施している、就職に必要なスキルを身に付ける教育プログラムや、実施体制の構築、活動状況等について進捗を確認し、外部有識者から、おおむね計画どおり事業が進捗していると評価された。また、各大学の取組を通じて、外国人留学生単独ではなく、日本人学生とともにインターンシップを実施するなどの工夫や、ワークショップなどを通じて、企業関係者と外国人留学生が相互理解を図る機会の提供等、外国人材の受入れ経験の少ない企業の理解の向上や受入れの促進につながる効果的な取組を確認できた。</p> <p>こうした「留学生就職促進プログラム」における取組での成果を踏まえ、同様の取組が選定大学以外でも広く実施されることを通じ、外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進することを目的として、大学が企業等との連携により、大学院生を含め留学生が我が国での就職に必要なスキルを在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定する仕組み（留学生就職促進教育プログラム認定制度）のための実施要領について、2021年度中に策定し、各大学へ展開する。</p> <p>今後も、大学等における外国人留学生の国内就職に向けた取組の支援に取り組んでいく予定である。</p>
<p>3 就労環境の改善</p> <p>厚生労働省及び経済産業省は、外国人材や企業がキャリアパスの明確化など様々な就労環境上の課題を認識していることを踏まえ、外国人材の就労環境の改善に取り組む企業事例の一層の周知を図るなど、引き続き企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備を促していく必要がある。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>外国人材の就労環境の改善に関する好事例集について、厚生労働省ホームページに加えて、JETROが運営している「高度外国人材活躍推進ポータル」に掲載したほか、地方労働局に追加配付し、地方で実施している外国人の雇用管理に関するセミナー等において積極的に活用・周知を行った。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>外国人材の就労環境の改善に関する好事例集については、外国人を雇用する又は雇用を検討している事業主や、関係団体を対象とした外国人の雇用管理に関するセミナーにおいて、2020年4月から同年12月までの間に計33回、約2,000人を対象に紹介、配布するなど引き続き周知を図った。</p> <p>また、事業主と外国人労働者の職場内における円滑なコミュニケーションを支援するため、使用頻度の高い単語・単文等を多言語で示した「雇用管理に役立つ多言語用語集」並びに採用や、賃金、労働時間など雇用管理の各場面で外国人労働者に説明すべきポイント及びそれらを説明する際のやさしい日本語例文をまとめた「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」を2021年3月に作成し、地方労働局等を通じて事業主向けのセミナーで紹介、配布した。</p> <p>今後も、引き続き企業が外国人材を受け入れるための就労環境の整備を促進していく予定である。</p> <p>なお、2020年2月以降、月別の外国人新規求職者数は前年より増加している現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者に対する相談支援体制等を強化した。具体的には、外国人を雇用する事業主に対する雇用維持のための相談支援や、外国人求職者に対する相談支援への対応のため、ハローワークにおける専門相談員等の配置等を通じ相談支援体制を強化したほか、外国人労働者に対し雇用等に係る情報を迅速かつ正確に提供するため、多言語での情報発信体制を整備した。</p>

	<p>(経済産業省)</p> <p>外国人を含む多様な人材が働きやすい環境を整備することによって、人材の能力をいかし、価値創造につなげている企業の取組事例等について、セミナーやシンポジウム等で周知した。具体的には、セミナー等の開催に当たっては、経済産業省のホームページやJETROの「高度外国人材活躍推進ポータル」等で周知を図った。また、セミナー等では、「新・ダイバーシティ経営企業100選」のベストプラクティス集の紹介や受賞企業の講演等を行った。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>2020年度は、引き続き「ダイバーシティ経営」に関するセミナー等を計3回開催した。このうち、2回はオンライン形式で実施し、2020年8月4日に開催した「新・ダイバーシティ経営企業100選」及び「100選プライム」に関する公募説明会では、約130社、2021年3月10日に開催した「ダイバーシティ経営セミナー」では、約30社の参加があった。また、残りの1回は、「新・ダイバーシティ経営企業100選」及び「100選プライム」に選定された企業の取組事例等を紹介する動画を経済産業省特設ホームページに掲載した。これらによって、「ダイバーシティ経営」の意義や具体的取組への理解の促進を図った。</p> <p>今後も、引き続き、セミナー等の開催を通じて、外国人材を受け入れるための就労環境の整備を促進していく予定である。</p>
<p>4 生活環境の改善</p> <p>総務省及び法務省は、本評価書で取りまとめた地方公共団体の事例も参照しつつ、必要に応じて関係省庁の協力を得るなどし、外国人の生活環境の改善のための効果的な取組を収集・整理して地方公共団体に提供するなど、地方公共団体の取組を支援していく必要がある。</p>	<p>(総務省)</p> <p>外国人への生活支援などの分野で先進事例を踏まえた助言などを行う「多文化共生アドバイザー」制度の運用や、地方公共団体間で多文化共生の取組の課題や優良事例の共有等を行う「多文化共生地域会議」の開催を通じて、地方公共団体における多文化共生の取組を推進している。</p> <p>(総務省)</p> <p>都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するために策定・周知している「地域における多文化共生推進プラン」について、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設等の社会経済情勢の変化を踏まえて、2020年9月に改訂し、i) ICTを活用した多言語対応、ii) 日本語教育の推進、iii) 感染症流行時における対応などの項目を新たに盛り込んだ。これにより、政策評価書において、外国人の生活環境上の課題として挙げられた事項を含め地域における多文化共生施策を推進するための基本となる指針の充実・向上が図られた。</p> <p>この改訂内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進するため、2021年2月から「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を開催しており、同年夏頃を目途に、改訂により新たに盛り込んだ項目を含む優良事例をまとめた「多文化共生事例集」(令和3年度版)(仮称)を作成し、地方公共団体を含め広く周知する予定である。</p> <p>今後も、引き続き外国人の生活環境の改善に向けて、地方公共団体における多文化共生施策の支援を実施していく予定である。</p>

	<p>(法務省)</p> <p>一元的相談窓口の運営に関する情報や、相談事例等について地方公共団体等に展開するとともに、受入環境調整担当官等が実施する地方公共団体等での研修の際にも併せて、他の地方公共団体の取組について周知を行っている。</p> <p>また、在留支援のための拠点（外国人共生センター（仮称））を設置し、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等の同窓口に対する支援を行うことを予定している。</p> <p>加えて、地方創生推進交付金の外国人受入施策に係る先導的事業情報についても地方公共団体等に展開した。</p>
	<p>(法務省)</p> <p>外国人の在留を効果的・効率的に支援するための拠点となる外国人在留支援センターを2020年7月に開所し、外国人からの相談対応、外国人支援を担当する地方公共団体の職員への研修や情報の共有といった全国の地方公共団体への支援等の取組を実施した。</p> <p>具体的には、地方公共団体において多文化共生施策事務を担当する職員を対象に、2020年10月1日及び2日、「令和2年度地方公共団体職員多文化共生施策関連実務研修」を開催し、地方公共団体の取組事例として、外国人児童、生徒等への学習支援の取組の紹介等を行った。</p> <p>また、地方公共団体が設置する一元的相談窓口に受入環境調整担当官等を相談員として派遣（2020年4月から同年12月までに37地方公共団体に計135回）し、外国人からの相談に対応するとともに、これらを通じて収集した先進事例（政策評価書において、外国人の生活環境上の課題として挙げられた事項を含む。）を取りまとめ、2020年12月17日、都道府県を通じて市町村に情報提供をした。</p> <p>2020年12月末時点での在留外国人数は288万7,116人となっており、引き続き外国人の生活環境の改善に向けて、地方公共団体の取組を支援していく予定である。</p>

表9-5 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	女性活躍の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：令和元年7月2日)
関係行政機関	厚生労働省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	女性活躍の推進に関する政策が、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果の概要	
(1) 実地調査結果	
ア 地方中堅企業における取組と課題	本政策評価では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法

律第 64 号。以下「女性活躍推進法」^(注) という。)に基づく取組が努力義務とされており、これまで余りスポットライトが当てられてこなかった地方の中堅企業(常用労働者数が 300 人前後の事業者(273 事業者))を中心に、女性活躍の推進に向けた取組の実態等についてヒアリングによる実地調査を実施した。

実地調査した事業者からは、女性を取り巻く環境や働き方の変化、働きやすい職場環境の整備、職業生活と家庭生活との両立支援、女性の登用等に関して様々な声が聴かれたところ、多くの事業者では、地方における深刻な人材不足などといった課題を抱えつつも、女性にとっていかに働きやすく、魅力ある職場とするかを考え、女性の人材確保や継続就業、登用に結び付けようと努力している状況がみられた。

また、女性の採用や登用を単なる労働力の確保のためと捉えるのではなく、商品開発や顧客対応に求められる多様性等に対応した貴重な戦力として、加えて、企業イメージのアップにつながるものとして捉え、積極的に女性の採用や職域の拡大などに取り組んでいる事業者がみられた。さらに、男性に対する働きかけも重視し、男性の育休取得の促進に積極的に取り組む事業者もみられた。

一方、これらの取組を行ったとしても、必ずしも女性の採用に至らない例、男性による育休取得が社内で浸透しない例のほか、女性の登用に向けた意識啓発や登用後のフォロー体制などについて課題を抱えている例もみられた。

(注) 令和元年 5 月、女性活躍推進法改正法が成立しているが、本政策評価では改正前の女性活躍推進法(平成 28 年 4 月全面施行)に基づく政策等を評価の対象としている。

イ 産業(業種)ごとの取組内容

実地調査した事業者を産業(業種)ごとにみると、以下のとおり、産業(業種)の特性等に応じた取組が行われていた。

- ① 「建設業」や「製造業」など女性労働者比率や女性管理職比率が他の産業に比べて低い産業では、これまで男性中心であった業界に女性人材を取り入れ、継続就業につなげていくため、女性にとって働きにくい業界といった固定観念の払拭等に向けたインターンシップ活動の実施、女性用トイレや更衣室の整備などといった職場環境の整備などを行っている事業者が多くみられた。
- ② 一方、従来から女性が多くを占め、女性労働者比率や女性管理職比率が他の産業に比べて高い「医療、福祉」の分野では、人手不足や子育て世代の女性従業員が多いといった背景事情に加え、今後ますます介護市場が拡大する状況下において、いかにして主婦層を中心とした潜在的な労働力の掘り起こしを行うかといった観点等から、企業内保育施設の設置などの取組を行っている事業者が多くみられた。

ウ 女性活躍の推進に向けた企業の取組

実地調査では、事業者における女性活躍の推進に向けた取組については、「女性の人材確保」や「継続就業の実現」などといった共通した目的や目標を持って取り組まれるものであっても、各事業者が属する産業(業種)の特性や女性を取り巻く環境、各事業者が抱えている課題や業務内容のほか、事業者ごとの女性の人材プールの形成状況等によって、それぞれ重視する点や、手段・対応等が異なっており、各事業者は女性活躍の推進に向けて、それぞれの女性活躍における各局面に応じた取組を行っている状況がみられた。

(2) アンケート調査結果

本政策評価では、実地調査に加え、女性活躍推進法に基づく取組や女性活躍の推進に向けた各種取組による効果等を把握するため、1 万 3,000 事業者^(注)を対象に、アンケート調査(統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく一般統計調査)を実施し、本調査結果等を活用することで、各事業者における女性活躍の推進等の状況を把握するとともに、各事業者における女性活躍の推進に向けた取組による効果について分析等したところ、以下のような状況がみられた。

(注) 大企業 5,000 事業者、中小企業 8,000 事業者を対象として実施。なお、有効回答数は 2,180 事業者(大企業 884 事業者、中小企業 1,296 事業者)

ア 事業者における女性活躍の推進等の状況

事業者における女性活躍の推進に係る定量的な指標として考えられる「女性応募比率」、「女性採用比率」、「一月当たりの平均残業時間」、「女性の平均継続勤務年数」、「女性係長級比率」、「女性管理職比率」及び「女性昇進比率（係長級及び課長級）」の7指標の3か年（平成27年度から29年度まで）の推移をみた結果、「女性応募比率」、「女性採用比率」、「女性係長級比率」、「女性管理職比率」及び「女性昇進比率」はいずれも増加しており、各事業者は女性の積極的な採用や登用に向けて動き始めている状況がうかがえた。

また、「一月当たりの平均残業時間」は減少、「女性の平均継続勤務年数」は伸びている状況がみられ、各事業者は働きやすい職場環境の整備等を進めつつある状況がうかがえた。

イ 両立支援を中心とした女性活躍に向けた各取組による効果

事業者における仕事と家庭の両立支援に係る各取組の実施や導入状況と、「女性応募比率」や「女性管理職比率」などの女性活躍の推進に係る各指標の関係について、因子分析による各取組のグループ化と、アンケート調査結果等から得られた事業者における各取組の導入等の割合の高低を踏まえ、各グループを3段階に分けてステージ化することで分析を行った結果は、次のとおりである。

- ① 両立支援に係る各取組と女性の人材確保や継続就業には一定の関係性があり、このうち、女性の継続就業については、テレワークやフレックスタイムなど柔軟な働き方を実現する制度の活用によって、更に推進されるのではないかと考えられる。
- ② 女性人材の確保に当たっては、実地調査においても、制度の有無に着目して応募に至ったといった声が聴かれたところであり、これらの各種制度の有無が、女性からの応募や女性人材の確保にとって、重要な要素の一つになっているのではないかと考えられる。
- ③ 両立支援制度に係る各取組の実施や制度の導入による女性管理職比率に与える影響について一定の関係性がみられなかった状況や実地調査の結果を踏まえれば、女性の管理職への登用については、両立支援に向けた各取組の実施又は導入だけではなく、各産業（業種）における女性人材の確保の状況の違いに加えて、女性活躍や女性登用に係る各事業者の姿勢や企業風土、男性を含めた従業員それぞれの意識など、様々な要素を考慮することが重要ではないかと考えられる。

ウ 女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）による効果

女性活躍推進法に基づく情報公表の義務付けによる企業行動の変化（アウトプット）とともに、情報公表（見える化）による政策効果（アウトカム）を可能な限り定量的に把握する観点から、本アンケート調査の結果得られた事業者の女性応募者数の推移等を政策効果（アウトカム）の指標として定量的に分析したところ、次のとおり結果が得られた。

① 情報公表（見える化）の義務付けによる企業行動の変化（アウトプットの把握）

情報公表（見える化）の項目として国が示した14項目のうち、「女性採用比率」、「一月当たりの平均残業時間」、「平均継続勤務年数の男女差」及び「女性管理職比率」の主要4項目について、法施行前後における大企業による公表割合をみると、法施行以降、大幅にこれらの項目の公表割合が伸びていた。

このことから、法施行によって、同法の義務付け対象とされた大企業では、これら主要4項目を選択した上で公表するといった企業行動の変化が生じていることが把握できた。

また、情報公表（見える化）が努力義務とされている中小企業においても、大企業ほどではないものの、法施行後にこれらの指標の公表割合は着実に伸びており、法施行によって、中小企業の行動に一定の変化があったことが把握できた。

② 事業者における選択的な情報公表（見える化）

事業者はどのような情報を選択して公表しているのかについて分析するため、

「事業者は自社の良い情報を選択的に公表する」と仮定し、その妥当性を検討した結果、情報公表（見える化）している事業者は、公表していない事業者よりも主要4項目のうちの「女性採用比率」及び「女性管理職比率」については、当該項目の数値が高く、「一月当たりの平均残業時間」については短い傾向がみられた。また、これらの特徴は、法施行前から、これらの項目を公表している事業者において特に顕著であることが分かった。

③ 情報公表（見える化）による効果測定（アウトカムの把握）

女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）が事業者における女性活躍に関する各指標にどのような影響を与えているかを分析等するため、記述統計による把握を行うとともに、記述統計でみられた傾向の因果関係の推定を行うため、分析統計による把握として、D I D（差分の差分法（Difference-in-differences））を活用した義務付けによる効果測定及びR D（回帰不連続デザイン（Regression discontinuity design））を活用した情報公表（見える化）による効果測定を行った。

なお、これらの分析等に当たっては、情報公表（見える化）による短期的な効果として考えられる「女性応募者数」、「女性応募比率」及び「女性採用比率」を短期アウトカムとし、また、中長期的な効果として考えられる「一月当たりの平均残業時間」、「平均継続勤務年数（男女差・男性・女性）」及び「女性管理職比率」を中長期アウトカムとすることとした。

その結果、女性活躍推進法に基づく情報公表（見える化）の義務付けや情報公表（見える化）による短期・中長期アウトカムへの効果をみた場合、ともに、情報公表（見える化）によるアウトカムへの効果に係る因果関係までは推定できなかったものの、各指標が示すデータの傾向をみる限り、情報公表（見える化）を行っている事業者では、情報公表（見える化）していない事業者と比べて、各指標の進展がみられた。また、義務付けによる各指標の進展については、多くの指標において、その傾向が示唆された。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告の反映状況以降に関係行政機関が採った措置である。

意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>1 女性活躍の一層の推進に向けた事業者への支援（厚生労働省）</p> <p>事業者における女性の活躍をより一層推進する上では、事業者が置かれた様々な状況に対応した支援を行うことが適当</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>全国に配置している女性活躍推進アドバイザー^(注)による企業の個別訪問等により、産業の特性や女性活躍の局面等を踏まえた一般事業主行動計画の策定に向けたきめ細かな支援を行った。</p> <p>また、特に中小企業に対しては、自社の女性活躍に係る状況の把握や課題分析等をより簡易に実施できるよう、「中小企業のための女性活躍行動計画策定プログラム」（令和2年3月）を作成し、厚生労働省ホームページ等で周知を図ることで、各事業者の置かれた状況に応じた女性活躍の推進に向けた取組への支援を行った。</p> <p>(注) 女性活躍推進分野における企業支援の専門家として、「中小企業のための女性活躍推進事業」（厚生労働省委託事業）において、中小企業（常用労働者300人以下）に対し、説明会の開催や、電話、メールによる相談、個別訪問によるアドバイスを通じて、女性活躍推進法に定められた事業主行動計画の届出の支援や、計画に基づく取組を推進（社会保険労務士や中小企業診断士など、全国に最大47名配置）</p>

	<p>令和2年度は、女性活躍推進アドバイザーを45名から70名に増員して、女性活躍推進法改正法により令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定等が義務化される中小企業を中心に、同計画の策定に向けたきめ細かな支援を行った。支援に当たっては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、電話、メールのほかオンライン等を活用するとともに、令和2年3月に作成し、厚生労働省ホームページに公開した、「中小企業のための女性活躍行動計画策定プログラム」を活用することを促した。</p> <p>令和3年度には、女性活躍推進アドバイザーを更に100名に増員する予定である。また、「中小企業のための女性活躍行動計画策定プログラム」により作成した一般事業主行動計画を、「女性の活躍推進企業データベース」上で公表できるよう、同プログラムと同データベースの連携を図る予定である。</p>
<p>2 女性活躍推進法に基づく取組の着実な推進(厚生労働省)</p> <p>女性活躍推進法改正法の円滑な施行に向けて、常用労働者数101人以上の中小企業による情報公表(見える化)の着実な実施を図ることが適当</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>都道府県労働局や、中小企業のための女性活躍推進事業における女性活躍推進法改正法に係る説明会・セミナー等の開催を通じて、中小企業に対して改正法の周知と併せて積極的な情報公表を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」に企業が情報を掲載するメリットを記載した周知資料を関係団体等に配布することで情報公表の促進を図った。</p> <p>女性活躍推進法改正法の円滑な施行^(注)に向け、引き続き、改正法の周知等を行うことにより、情報公表の義務付け対象となる中小企業を中心に、情報公表が着実に実施されるよう取り組む。</p> <p>(注) 女性活躍推進法改正法に基づく常用労働者101人以上の中小企業への情報公表等の義務付け対象の拡大は、令和4年4月1日施行の予定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和4年4月1日の女性活躍推進法改正法の全面施行に向けて、都道府県労働局における改正法の説明会等や、中小企業のための女性活躍推進事業におけるセミナーを、新型コロナウイルス感染症感染防止対策としてオンライン形式等で開催し、中小企業に対して、改正法の周知と併せて積極的な情報公表を促した。また、「女性の活躍推進企業データベース」に企業が情報を掲載するメリットを記載した周知資料を、都道府県労働局、関係団体等に配布することで情報公表の促進を図った。さらに、女性活躍推進アドバイザーが、一般事業主行動計画の策定等が義務化される中小企業を中心に、同計画の策定に向けたきめ細かな支援を行う中で、情報公表についても働きかけを行った。</p> <p>引き続き、女性活躍推進法改正法の円滑な施行に向け、改正法の周知等を行うことにより、情報公表の義務付け対象となる中小企業を中心に、情報公表が着実に実施されるよう取り組む。</p> </div>

表 9-6 評価の結果の政策への反映状況等

テーマ名	地籍整備の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：令和元年 12 月 6 日)
関係行政機関	国土交通省、法務省（回答日：令和 3 年 3 月 23 日） ※ 政策への反映状況は令和 3 年 3 月末時点

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置を採るべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果の概要	
○ 評価の観点	地籍整備の推進に関する施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果の概要	<p>(1) 「第 6 次国土調査事業十箇年計画」(平成 22 年 5 月 25 日閣議決定。以下「第 6 次十箇年計画」という。)の成果目標である「進捗率^(注)」、「地籍調査の実施面積」及び「地籍調査に未着手又は休止中の市町村(以下「未着手・休止市町村」という。)の状況」については、現状のペースで推移する場合、第 6 次十箇年計画の最終年度である令和元年度末までに達成することは、次のとおり、いずれも困難な状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 6 次十箇年計画期間中に地籍調査の進捗率を 49%から 57%へと 8 ポイント伸ばすという目標に対し、平成 29 年度末での実績は 52%にとどまる。 市町村等が行う地籍調査の実施面積について、21,000 ㎥という目標に対し、平成 29 年度末での実績は 8,023 ㎥までの実施と、38%の達成率にとどまる。 未着手・休止市町村について、計画の中間年である平成 26 年度までに解消するという目標に対し、29 年度末時点で 447 市町村が存在 <p>(2) 次期国土調査事業十箇年計画の策定に当たり、地籍整備の推進に係る個別の推進施策の実効性を確保するために、具体的に改善策を講ずる必要がある。</p> <p>(注) 地籍調査の対象面積(全国土面積から国有林野・公有水面等の面積を除いた面積)に対する地籍調査実施地域の面積の割合</p>

勧告	政策への反映状況
<p>1 認証遅延及び送付遅延の解消策の検討、市町村への技術的助言</p> <p>国土交通省は、認証遅延及び送付遅延の早期解消を図り、市町村における新規調査の着手等取組を促進させる観点から、認証遅延及び送付遅延となっている原因を分析した上で、解消策を検討し、市町村に対し助言する必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年 1 月に、認証等の状況の調査(市町村を対象に従来から実施)、都道府県からヒアリング等を行い、それらにより把握した内容を踏まえて、順次、市町村に個別の助言を実施 このほか、令和 2 年 3 月に国土調査法(昭和 26 年法律第 18 号)に国土交通大臣の市町村等への援助規定が新設され、第 7 次国土調査事業十箇年計画(令和 2 年 5 月 26 日閣議決定。以下「第 7 次十箇年計画」という。)に、地籍調査に関する助言を行う有識者等(地籍アドバイザー)の地方公共団体等への派遣を位置付け、これらを踏まえて、認証遅延、送付遅延等を地籍アドバイザーの対応分野に追加し、遅延発生市町村への支援を強化 また、令和 2 年 10 月に地籍調査の成果の認証請求に至るまでの留意点を都道府県経由で市町村に通知し、調査終了から原則 3 か月以内に、遅滞なく認証請求を行うよう要請
<p>2 土地所有者等の立会いの弾力化措置の運用事例の集約・整理、市町村への提供</p> <p>国土交通省は、筆界</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号。以下

<p>未定の予防を促進する観点から、準則第 30 条第 4 項（令和 2 年 6 月の準則改正前の同条第 3 項）の適用に当たっての具体の運用事例を集約・整理し、市町村に提供する必要がある。</p>	<p>「準則」という。）第 30 条第 4 項^(注)を適用した事例を集約・整理し、令和 3 年 2 月に都道府県経由で市町村に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このほか、第 7 次十箇年計画に、所有者不明等の場合でも地籍調査を進められるような新たな調査手続の活用の促進を位置付け、令和 2 年 6 月の準則改正により、一部の土地所有者等が所在不明の場合でも、筆界案の作成及び公告の手続を経て調査が行えるよう措置 <p>(注) 土地所有者等が所在不明の場合、筆界を明らかにする客観的資料（現地復元性を有する地積測量図等）を用いた筆界の調査を可能とする規定</p>
<p>3 国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく国土調査以外の成果の活用実績に係る検証</p> <p>国土交通省は、第 19 条第 5 項の指定制度の活用実績が、目標に対して低調となっている原因・理由について、民間事業者等の実情を踏まえ、検証する必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者等が第 19 条第 5 項の指定^(注)を申請すると、追加的な手間が掛かるなどの指摘を踏まえ、意欲的に申請に取り組んでいる市町村等や民間事業者との意見交換を実施し、民間事業者等にはメリットがないとされる一方で、地籍調査の実施主体である市町村等には効率的な地籍整備につながるというメリットがあり得ることを確認 ○ 上記を踏まえ、第 19 条第 5 項の指定制度の活用促進のための方策について検討し、令和 2 年 3 月の国土調査法の改正により、地籍調査を行う市町村等が、民間事業者等に代わって申請できるよう措置され、第 7 次十箇年計画に、第 19 条第 5 項の指定制度の更なる活用の促進を位置付け <p>(注) 国土調査法第 19 条第 5 項において、国土交通大臣等は、土地に関する様々な測量及び調査の成果について、その精度又は正確さが国土調査と同等以上であると認めた場合に、当該成果を地籍調査と同一の効果があるものとして指定することができるものとされている。</p>
<p>4 法務局等による地籍調査への具体的協力内容を市町村等に周知</p> <p>国土交通省は、都市部など地籍調査の実施が困難な地域における地籍調査を推進する観点から、市町村等に対し、法務省の協力も得ながら、法務局等による地籍調査への実務的協力の具体的内容や効果について周知する必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 2 年 3 月の不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の改正により、地方公共団体が筆界特定の申請をできるよう措置されたこと等を踏まえ、第 7 次十箇年計画に、地方公共団体と法務局との連携の促進を位置付け、準則改正により、登記官に対する協力の求めの規定^(注1)を措置 ○ また、法務局等による地籍調査への実務的協力^(注2)の具体的な内容等について、令和 2 年 9 月に都道府県経由で市町村等に通知 <p>(注) 1 地籍調査を行う市町村等が、地籍調査に関し、登記所に備え付けられている資料との整合性を確保するため必要があると認めるときは、当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めることができることを明記したもの 2 市町村等からの協力要請に応じ、法務局等が地籍調査に係る住民説明会、現地調査及び成果案の閲覧に出席又は協力すること</p>
<p>5 地籍整備における法務局等と市町村の連携の促進</p> <p>法務省及び国土交通省は、人口集中地区(D I D)における地籍整備を、より一層推進する観点から、地図作成作業に係る計画の策定や実施に当たって、法務局等と市町村による協議・調整が積極的に</p>	<p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図作成作業の実施予定地区等の情報の関係市町村への教示、実施予定地区に関する要望があった場合の対応方法等に係る通知を令和元年 12 月に各法務局等に発出、同通知において地図作成作業の計画変更の判断基準の一つとして「地図作成作業の実施予定年度と同時期に隣接する地区で地籍調査の実施が予定されている地域であること」を明示 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第 7 次十箇年計画に地方公共団体と法務局との連携の促進

<p>行われるよう促すなど、法務局等と都道府県、市町村との連携について見直し及び促進を図る必要がある。</p>	<p>を位置付け、地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合せ会の設置要領について、地図作成作業の実施計画及び実施状況、筆界特定の申請予定等を打合せ事項に追加するなどの改正を行い、令和3年1月に都道府県経由で市町村に通知</p> <p>(法務省・国土交通省)</p> <p>○ 法務省は、上記の国土交通省の通知を各法務局等に周知し、国土交通省は、上記の法務省の各法務局等への通知を都道府県経由で市町村に周知することにより、各々の措置事項について周知</p>
<p>6 地籍整備の進捗に係るデータの整合性に関する取組</p> <p>国土交通省は、PDCAに基づいた地籍整備を推進する観点から、地籍整備の進捗状況について、市町村から徴するデータの定義を明確に示すとともに、データの整合性を高める取組を行う必要がある。</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>○ 第7次十箇年計画の前提となる地籍調査の対象面積等の整理について、令和元年8月に、対象面積の定義等を記載した要領を都道府県及び市町村に示し、把握した数値について、国と都道府県等の保有するデータの整合を図った上で、第7次十箇年計画に記載する進捗率を算出</p> <p>○ 地図作成作業の実績と地籍調査の実績を合わせた都市部の実施面積や進捗率を算出し、令和2年8月、国土交通省のホームページに公表</p>

(注) 詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_030329000148152.html) 参照

表10 評価を実施中のテーマ

テーマ名	評価計画の概要
<p>外来種対策の推進に関する政策評価（総合性確保評価）</p>	<p><目的></p> <p>○ 我が国は、外来種対策について、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標のうちの「2020年までに優先度の高い侵略的外来種が制御又は根絶される」という個別目標の達成に向け、「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定）や「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月）などに基づき、侵略的外来種の導入防止や防除等の取組を実施している。</p> <p>○ しかしながら、アライグマ、オオキンケイギクといった侵略的外来種の生態系への意図的・非意図的な導入は、競合等による在来・固有種の減少など、我が国の生物多様性の保全上重大な問題となっているほか、社会経済活動に対しても直接的に深刻な被害を与えている。例えばアライグマは、これまでの防除等の取組にもかかわらず、その生息分布域が約10年前に比べ約3倍に拡大している状況にあり、農作物の被害等も生じている。</p> <p>○ また、諸外国で多くの人的・経済的被害をもたらしているヒアリは、平成29年6月に国内で初めて確認されたことを受け、同年7月にヒアリ対策関係閣僚会議・省庁連絡会議が開催され、関係省庁が所要の対策を実施しており、令和3年2月末時点で16都道府県・64事例が確認されている状況にある。</p> <p>○ 以上のような状況を踏まえ、外来種対策の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。</p>

	<調査等対象機関> 環境省、農林水産省、国土交通省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等
--	---

(注) 行政評価等計画の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/keikaku.html) 参照

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、令和2年度に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表11のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表11 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

令和2年度における点検活動の実施状況	
【公共事業に係る政策評価の点検】	
○ 目的	公共事業に係る政策評価の点検は、公共事業を所管する各行政機関とは異なる評価専担組織としての立場から、各行政機関が行った公共事業に係る政策評価について点検し、評価の運用や内容の見直しが必要な場合には、各行政機関に改善を求めることで、政策評価の客観性などを確保することを目的とするものである。
○ 点検活動の概要	各行政機関が令和元年度に実施した公共事業に係る政策評価のうち、これまで点検を実施していない事業区分又は前回の点検から長期間が経過した事業区分に属する22件（事前評価15件、事後評価7件） ^(注1) を対象として、費用便益分析の実施状況等について点検を行った。点検結果は、令和3年3月10日に関係行政機関に対して通知し、公表した。 ^(注2)
○ 点検結果の概要	点検の結果、評価の運用や便益の算定方法について改善が必要なもの8件が認められたことから、必要な見直しを求めた。 (主な指摘事項) <ul style="list-style-type: none">・ 個別事業ごとの実施の必要性や有効性を外部から検証できるよう、個々の事業背景を記載するなど評価事項を見直すこと・ 費用便益分析に当たって用いた便益の内容等を外部から検証できるよう、便益の項目、推計手法及び原単位を明らかにするための方策を講ずること また、令和元年度の点検（令和2年3月31日通知・公表）における指摘に対する関係行政機関の対応状況については、便益の把握・算定に関すること4件全てが対応済みであった。
<small>(注) 1 農林水産省所管の4事業区分9件、国土交通省所管の4事業区分13件を点検対象とし、そのうち、事後評価7件については、再評価6件と完了後の事業評価1件を対象として選定した。 2 公共事業に係る政策評価の点検結果（令和3年3月10日通知・公表）の詳細については、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/main_content/000737427.pdf）参照</small>	
【規制に係る政策評価の点検】	
○ 目的	規制に係る政策評価の点検は、各行政機関における規制の政策評価の実施状況を把握するとともに、その実効性を高め、評価の質を向上させることを目的として実施するものである。
○ 点検活動の概要	法律又は政令により新設・改廃される規制に関し、令和元年度中に各行政機関が実施した事前評価137件、事後評価58件、計195件を対象に点検を実施し、令和2年9月30日に点検結果を各行政機関に通知し、公表した。
○ 点検結果の概要	「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承 平成29年7月28日一部改正）の主要なポイント（遵守費用は少なくとも

定量化等)の実施状況を中心に点検を行った結果、事前評価において遵守費用が定量化されているものは137件中38件であるなど、引き続き費用や効果が定量化されていないものも多くみられたことから、個別事案について定量化するための手法等を指摘するとともに、定量化されているものを推奨事例として横展開した。

また、EBPMが重視されている状況を踏まえ、政策のよって立つ論理を明確に説明するために必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載状況について、今回新たに点検を実施した結果、所要の記述がされていないものが相当数みられた。

(主な指摘事項)

- ・ 申請等に要する作業時間を仮定した上で平均時給から人件費を算出したり、例示や目安などの大まかな規模感が分かる程度の数値を提示したりすることによって、費用及び効果の金銭価値化・定量化を行うこと。特に遵守費用については、定量化できない場合にはその理由を詳しく説明すること
- ・ 政策のよって立つ論理を明確に説明するために、規制の導入前に生じている支障及びその発生原因を明確に記載すること。また、規制以外の手段及び他の規制手段によるメリット・デメリットなどを明らかにし、当該規制手段を選択することの妥当性を説明すること
- ・ 規制の検討段階等において、定量化した費用や効果といった事前評価の内容の活用を図ること
- ・ 事前評価書において、事後評価の実施時期及び事後評価時に使用する指標を明示すること

(注) 規制に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/000709089.pdf) 参照

【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

○ 目的

租税特別措置等に係る政策評価の点検は、毎年度の税制改正要望の際に各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施することで、税制改正作業に対し有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすことを目的としている。

○ 点検活動の概要

令和2年度は、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価42件(7行政機関)を点検し、令和2年11月13日にその結果を各行政機関及び税制当局に通知・公表した。

点検に当たっては、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承)において評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目として「達成目標」、「過去の適用数」、「将来の適用数」、「過去の減収額」、「将来の減収額」、「過去の効果」及び「将来の効果」を設定した。

また、今回の点検では、政府全体で取り組んでいるEBPMの考え方を踏まえ、①租税特別措置等という政策手段との適切な論理関係に基づく達成目標の設定、達成目標の実現状況(効果)の具体的・客観的な説明、②達成目標の実現状況(効果)に対する租税特別措置等の寄与の程度の分析・説明に焦点を当てた。

○ 点検結果の概要

全体としては、点検過程における各行政機関からの補足説明により、「適用数」及び「減収額」については、分析・説明の内容の改善が図られたが、「達成目標」の設定及び「効果」については、いまだ説明責任が十分に果たされていない状況であった。

また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていないものの割合を点検項目別にみると、達成目標は38.0%(16/42件)、過去の適用数は16.6%(6/36件)、将来の適用数は38.0%(16/42件)、過去の減収額は33.3%(12/36件)、将来の減収額は50.0%(21/42件)、過去の効果は55.5%(20/36件)、将来の効果は83.3%(35/42件)であつ

た。

なお、分析・説明がされていない項目が残っている著しく不十分なものも 18 件あった。

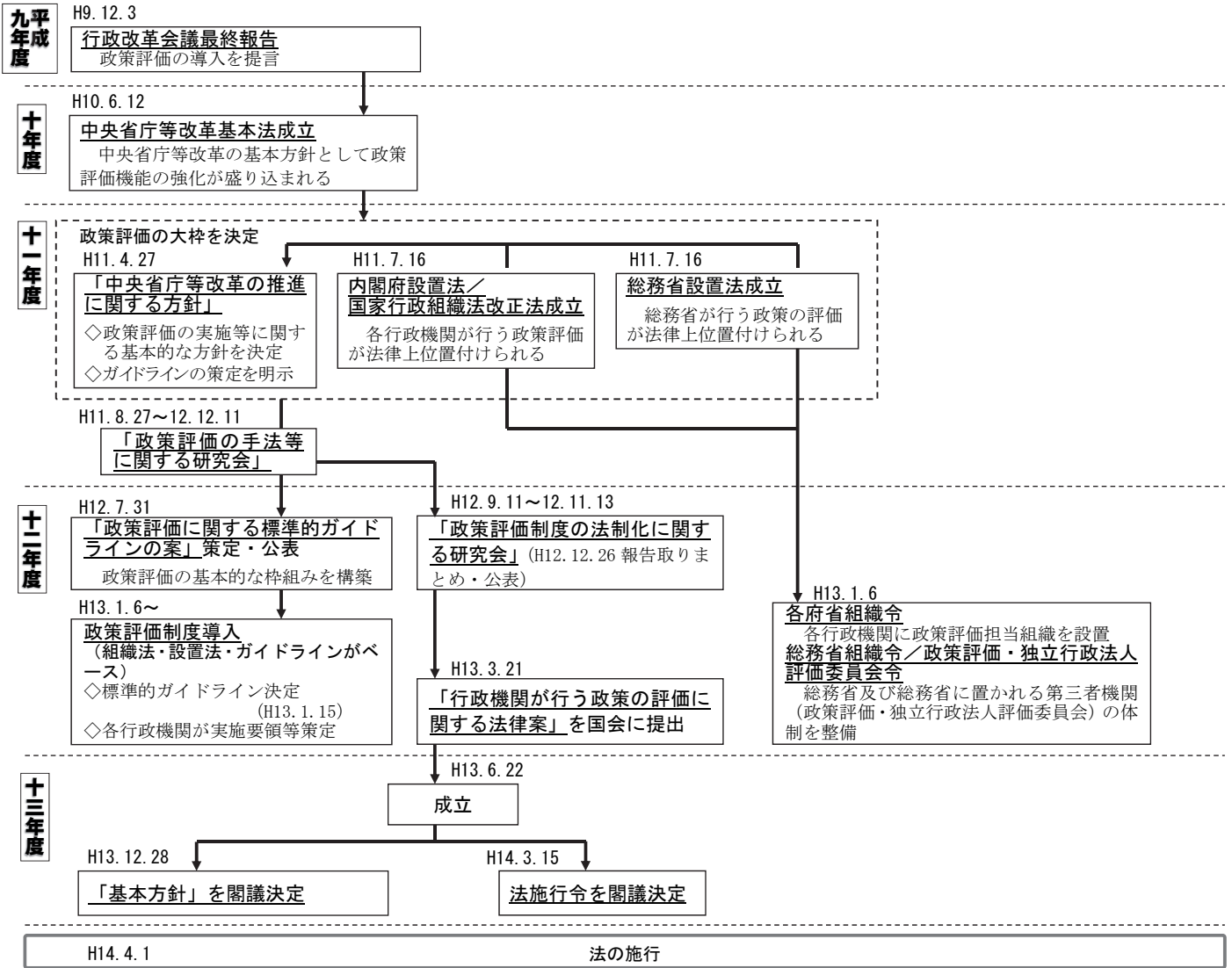
(主な指摘事項)

- ・ 措置により達成すべき目標や効果が具体的・客観的に説明されておらず、租税特別措置等の有効性が明らかにされていない。
- ・ 措置との関係が遠い定量的な達成目標が設定され、当該措置による効果が具体的・客観的に説明されておらず、租税特別措置等の有効性が明らかにされていない。
- ・ 過去又は将来の適用数が 10 件未満と僅少である租税特別措置等について、達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。

(注) 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01hyoka01_201113.html) 参照

IV 政策評価制度に関する主な経緯

政策評価制度に関する主な経緯



	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
十四年度		10,930 件	<ul style="list-style-type: none"> 個別テーマの勧告等 地域輸入促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知) 容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価(H15. 1. 28 意見通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 要件審査 【1年目】 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検
十五年度		11,177 件	<ul style="list-style-type: none"> リゾート地域の開発・整備に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 障害者の就業等に関する政策評価(H15. 4. 15 意見通知) 政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価(H15. 6. 6 意見通知) 特別会計制度の活用状況に関する政策評価(H15. 10. 24 意見通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 内容点検 【2年目】 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検 内容の点検の取組方針の検討・公表
十六年度	H16. 10. 1 規制影響分析の試行的実施(～19. 9. 30)	9,428 件	<ul style="list-style-type: none"> 経済協力(政府開発援助)に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 検査検定制度に関する政策評価(H16. 4. 2 意見通知) 少子化対策に関する政策評価(H16. 7. 20 意見通知) 湖沼の水環境の保全に関する政策評価(H16. 8. 3 意見通知) 留学生の受入れ推進施策に関する政策評価(H17. 1. 11 意見通知) 	<ul style="list-style-type: none"> 【3年目】 個別審査 総括的審査 法施行3年目の全体像を整理 認定関連活動報告11件(公共事業・一般分野の政策)

制度の展開等

各行政機関が
行う政策評価

総務省が行う統一性又は総合
性を確保するための評価
複数行政機関にまたがる政策
を評価

総務省が行う政策評価の客観的かつ厳
格な実施を担保するための評価活動
各行政機関が行った「自己評価」に対
する総務省による検証活動

法施行後3年経過

十七年度

H17. 12. 16

◇基本方針の改定
(閣議決定)
◇政策評価の実施に関す
るガイドライン策定

9,796件

大都市地域における大気環境の保
全に関する政策評価
(H18. 3. 31 意見通知)

【4年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
初めて府省別に整
理・分析し、課題を提
示

認定関連活動報告
23件
(公共事業・一般分野
の政策)

十八年度

H19. 3. 30

◇法施行令の一部改正
◇基本方針の一部変更
→事前評価の義務付け対
象に規制を追加

3,940件

少年の非行対策に関する政策評価
(H19. 1. 30 意見通知)

【5年目】
個別審査
モデル事業評価審査
総括的審査
府省ごとの課題
の改善状況を確認

認定関連活動報告
25件
(公共事業・一般分野
の政策)

十九年度

H19. 8. 24

◇行政機関が行う政策
の評価に関する法律
施行規則の制定
◇「規制の事前評価の実
施に関するガイドラ
イン」の策定

H19. 10. 1

規制の事前評価の義務
付け開始

H19. 11. 12

平成19年度政策評価の
重要対象分野の選定等
について公表

3,709件

リサイクル対策に関する政策評価
(H19. 8. 10 意見通知)

P F I 事業に関する政策評価
(H20. 1. 11 勧告)

【6年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
規制の事前評価に
ついて新たに点検

認定関連活動報告
47件
(公共事業・一般分野
の政策)

二十年度

H20. 11. 26

◇平成19年度政策評価
の重要対象分野の評
価結果等について公
表
◇平成20年度政策評価
の重要対象分野の選
定等について公表

7,088件

自然再生の推進に関する政策評価
(H20. 4. 22 勧告)

外国人が快適に観光できる環境の
整備に関する政策評価
(H21. 3. 3 勧告)

【7年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
総括的審査
点検項目の重点化

認定関連活動報告
5件
(公共事業：平
成19年度継続)
45件
(公共事業・一般
分野の政策)

二十一年度

H21. 12. 16

平成20年度重要政策の
評価の結果等について
公表

H22. 1. 12

行政評価機能の抜本的
強化ビジョンについて
公表

2,645件

配偶者からの暴力の防止等に関す
る政策評価 (H21. 5. 26 勧告)

世界最先端の「低公害車」社会の構
築に関する政策評価
(H21. 6. 26 勧告)

【8年目】
個別審査
成果重視事業評価審査
規制の事前評価の審査
総括的審査
規制の事前評価に
ついて個別に点検

認定関連活動報告
4件
(公共事業：平
成20年度継続)
35件
(公共事業・一般
分野の政策)

二十二年度

H22. 5. 25

◇基本方針の一部変更

H22. 5. 28

◇法施行令の一部改正
◇「政策評価に関する
情報の公表に関する
ガイドライン」の策
定
◇「租税特別措置等に
係る政策評価の実施
に関するガイドライ
ン」の策定

租税特別措置等の政策
評価の義務付け開始

2,922件

バイオマスの利活用に関する政策
評価 (H23. 2. 15 勧告)

点 検
※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理

【9年目】
成果重視事業評価審査
租税特別措置等評価の
点検 219件
規制の事前評価の点検 82件

・租税特別措置等評価について初めて点検
・公共事業に係る政策評価の平成22年度点
検分について、23年3月に東日本大震災
が発生したことを受け、翌年度まで継続
して点検

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
二十三年度	H24. 3. 27 ◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定	2,748 件	児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)	【10年目】 租税特別措置等評価の点検 165 件 規制の事前評価の点検 85 件 公共事業に係る政策評価の点検 (22年度点検分) 52 件 公共事業に係る政策評価の点検 (23年度点検分) 11 件
二十四年度	H24. 4～ ◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入	2,631 件	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)	【11年目】 租税特別措置等評価の点検 163 件 規制の事前評価の点検 35 件 公共事業に係る政策評価の点検 13 件
二十五年度	H25. 4. 26 ◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正 H25. 8. 5 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正 H25. 12. 20 ◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定	2,559 件	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)	【12年目】 租税特別措置等評価の点検 221 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 11 件
二十六年度	H26. 4～ ◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入	2,432 件	消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)	【13年目】 租税特別措置等評価の点検 133 件 規制の事前評価の点検 66 件 公共事業に係る政策評価の点検 (25年度点検分) 3 件 公共事業に係る政策評価の点検 (26年度点検分) 18 件
二十七年	H27. 4. 1 ◇「政策評価審議会」の発足 → 政策評価・独立行政法人評価委員会を改組	2,657 件	食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)	【14年目】 租税特別措置等評価の点検 93 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十八年		2,130 件		【15年目】 租税特別措置等評価の点検 71 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件
二十九年	H29. 7. 28 ◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正	2,126 件	グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)	【16年目】 租税特別措置等評価の点検 40 件 公共事業に係る政策評価の点検 7 件

	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
三 十 年 度		2,670 件	クールジャパンの推進に関する政策評価 (H30. 5. 18 勧告) 農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価 (H31. 3. 29 勧告)	【17 年目】 租税特別措置等評価の点検 59 件 規制に係る政策評価の点検 112 件
令 元 年 度		2,247 件	高度外国人材の受入れに関する政策評価 (R1. 6. 25 意見通知) 女性活躍の推進に関する政策評価 (R1. 7. 2 意見通知) 地籍整備の推進に関する政策評価 (R1. 12. 6 勧告)	【18 年目】 租税特別措置等評価の点検 38 件 規制に係る政策評価の点検 120 件 公共事業に係る政策評価の点検 (30 年度点検分) 30 件 公共事業に係る政策評価の点検 (令和元年度点検分) 12 件
二 年 度	R3. 3. 17 ◇政策評価審議会提言の取りまとめ	2,076 件	死因究明等の推進に関する政策評価 (R3. 3. 12 意見通知)	【19 年目】 公共事業に係る政策評価の点検 22 件 規制に係る政策評価の点検 195 件 租税特別措置等評価の点検 42 件

